

第1章

子どもの貧困の背景・現状

1. 子どもの貧困の背景・現状及びその影響
2. 子どもの貧困対策に関する関係機関等の取組

第1章 子どもの貧困の背景・現状

1. 子どもの貧困の背景・現状及びその影響

1-1. 「子どもの貧困」の定義

1-1-1. 「子どもの貧困」とは

貧困には、絶対的貧困と相対的貧困という2つの考え方がある。

絶対的貧困とは、途上国や戦後日本等のように飢餓や栄養失調等をもたらす貧困の状況を指す。世界銀行は、国際貧困ラインを「1日1.90ドル未満」（平成27年10月以前は1日1.25ドル未満）とし、平成22年の世界の貧困率と貧困層の人口は、それぞれ12.7%、8億9,600万人としている²。国連が平成27年10月に採択した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals, SDGs）」の1つ目に挙げられている「NO POVERTY」は、この絶対的貧困の撲滅を目指している。

一方、相対的貧困とは、その社会における標準的な生活水準に比べて相対的に貧困な状態にあることを指している。絶対的貧困が大きな課題とならなくなったOECD諸国等においても相対的貧困は存在し、特に子どもがそうした状態にあることが、子どもの貧困とされている。このとき、子どものみが単独で貧困状態に陥る場合よりも、子育て世帯が貧困状態となり、子どもが貧困の影響を受ける場合が多いと考えられる。そのため、子どもの貧困を考える際には、子どもとあわせてその保護者の状況を考慮することも大変重要となる。

後述のとおり、厚生労働省では相対的貧困の観点で「子どもの貧困率」を定義しており、国際的にみて日本の子どもの貧困率の高さが明らかとなったことから、大きな社会問題となった。これは、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないようにするという課題のほか、子どもの貧困がその社会にもたらす影響の大きさ等の観点からも大きな課題として取り上げられている。

子どもの貧困の状態を示す主要な指標として、子どもの貧困率と貧困ギャップが挙げられる。

2 世界銀行「世界の貧困に関するデータ」（平成29年1月5日アクセス）

<http://www.worldbank.org/ja/news/feature/2014/01/08/open-data-poverty>

1-1-2. 子どもの貧困率

(1) 定義

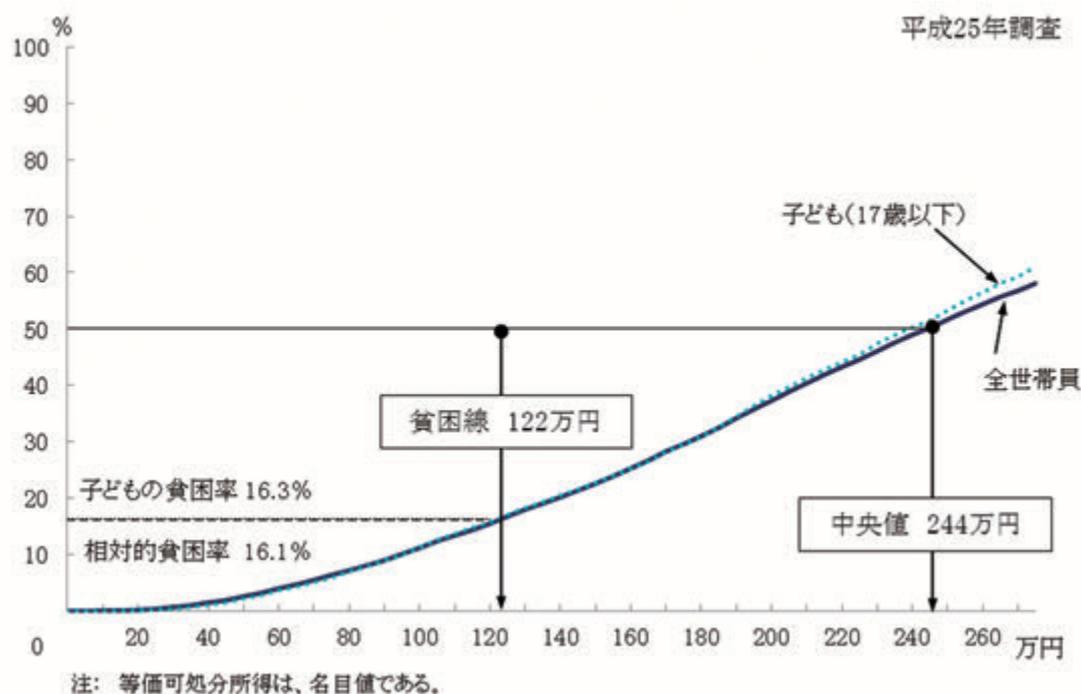
貧困線(貧困ライン、等価可処分所得³の中央値の半分の額)に満たない者の割合を「相対的貧困率」という。相対的貧困率は、世帯人数に応じた可処分所得を順に並べ、ちょうど中間に位置する金額の半額に満たない者がどのくらいの割合か、を表している。

17歳以下の子どもの全体数に対する、貧困線に満たない子どもの割合を「子どもの貧困率」という。

平成25年国民生活基礎調査から算出した場合、貧困線の額は122万円である。

貧困線の額は個人単位の額であり、これを世帯全体の額にすると、親子2人世帯では、年間約173万円となり、月額では約14万円である。また、親子4人世帯では、年間約244万円となり、月額では約20万円である⁴。

図表7 子どもの貧困率の定義(等価可処分所得金額別にみた世帯員数の累積度数分布⁵)



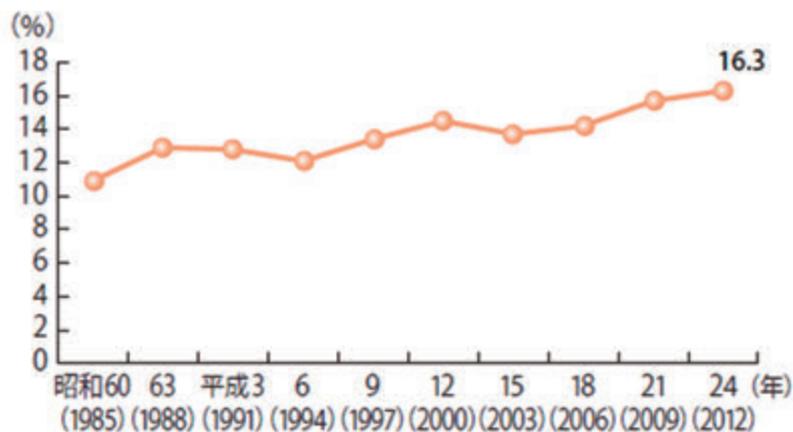
3 世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得を指す。

4 「子どもに貧困を押しつける国・日本」(山野良一著、光文社、平成26年)

5 「平成25年国民生活基礎調査」(厚生労働省)

平成27年版子供・若者白書によると、直近の子どもの相対的貧困率は16.3%となっている。これは、17歳以下の子どものうち6人に1人が相対的貧困の状態にあることを指しており、1990年代半ば頃からおおむね上昇傾向にある。

図表8 子どもの相対的貧困率の推移⁶



また、「都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、補足率の検討」⁷では、子どもの貧困率を、18歳未満の末子がいる世帯のうち、最低生活費以下の収入しか得ていない世帯の割合と定義している。「就業構造基本調査」から「世帯所得、世帯人員別末子の年齢が18歳未満の世帯数」を、また、「被保護者調査」の生活保護の世帯数と最低生活費の総額から世帯人員別の最低生活費をそれぞれ算出し、最低生活費以下の世帯数を貧困世帯としている。

このように、子どもの貧困を表す指標は1つではなく、多様な観点から検討、研究が進められている。

前述のとおり、平成25年国民生活基礎調査から算出された子どもの貧困率は16.3%であるが、ひとり親家庭に限ってみると相対的貧困率は54.6%と5割を超えており、厳しい状況に置かれていることが分かる。

平成27年版子供・若者白書では、ひとり親家庭の世帯の割合は上昇傾向にあること、ひとり親家庭の平均所得は268.0万円と他の世帯（699.1万円）に比べて大きく下回っていること、ひとり親家庭の子どもの進学率は高校等については93.9%だが大学等については23.9%と他の世帯のそれ（高校等96.6%、大学等54.4%）に比べて低いこと、等が挙げられている。

このように、ひとり親家庭では、子どもの置かれた状況がより深刻なことが分かる。

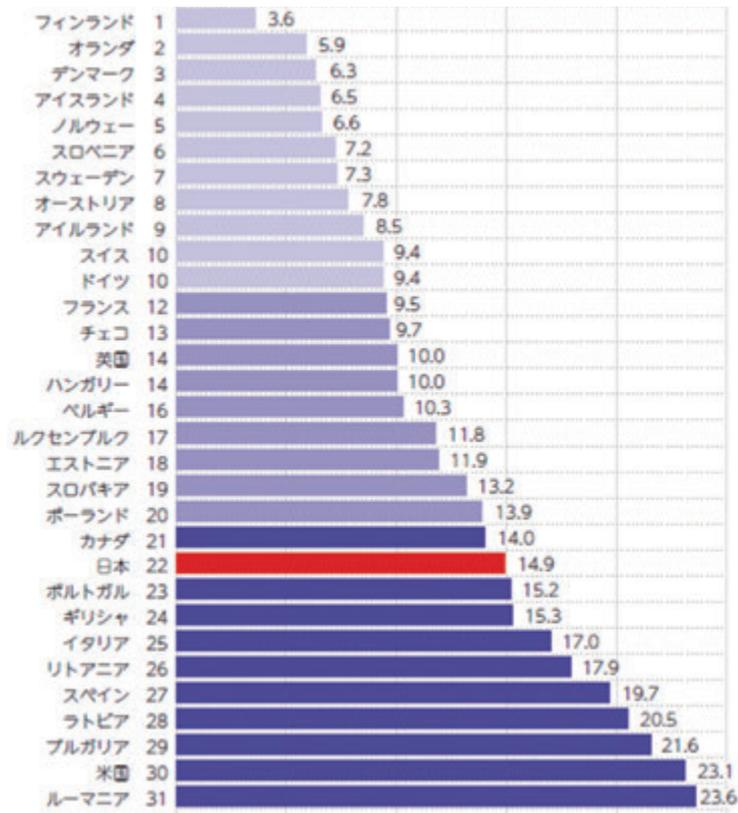
6 「平成27年版 子供・若者白書」(内閣府)

7 山形大学人文学部研究年報 第13号(山形大学戸室准教授、平成28年3月)

(2) 日本と海外の比較

ユニセフ イノチェンティ研究所の研究によると、等価世帯所得⁸が中央値の50%未満の世帯で暮らす子どもの割合について、日本は31か国中22位にランキングされており、先進諸国の中でも子どもの貧困率が高い国の1つであることが分かる。

図表9 等価世帯所得が中央値の50%未満の世帯で暮らす子ども（0～17歳）の割合（%）⁹



(3) 貧困の多様な表し方

前述のとおり、子どもの相対的貧困の状態を表す指標としては相対的貧困率が主たる指標とされている。しかしながら、相対的貧困率は国民生活基礎調査から所得をベースに算出されており、相対的な貧困の状態を表すにはこれのみでは十分ではないとの指摘がある。相対的貧困率以外の子どもの相対的貧困の表し方について、以下に例示する。

8 世帯の総所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得を指す。

9 ユニセフ イノチェンティ研究所 阿部彩・竹沢純子（平成25年）「イノチェンティレポートカード11 先進国における子どもの幸福度－日本との比較 特別編集版」（公益財団法人 日本ユニセフ協会（東京））

①子どもの貧困指標－研究者からの提案－（子どもの貧困指標検討チーム）

国の子供の貧困対策に関する大綱では、子どもの貧困に関する25の指標が示されている。一方で、これらの指標項目に対しては、子どもの貧困に関する有識者チーム¹⁰からは、教育・就労に偏っている、生活水準を表す指標が少ない、健康に関する指標がまったく含まれていない、等の指摘がなされている。そのようななか、指標に関する研究者からの提案として平成27年7月に「子どもの貧困指標－研究者からの提案－」¹¹が提示されている。

提案の中では、貧困の動態をモニタリングするための第一次指標と、貧困層の子どもの状況を表すための指標としての第二次指標が選定されている。第一次指標には、子どもの相対的貧困率や物質的剥奪率、朝食欠食児の割合等が示されている。第二次指標としては、早産の割合や虫歯のある子の割合等が挙げられている。

第一次指標に挙げられている物質的剥奪については、例として「3食の食事を食べることができているか」、「自転車を持っているか」が挙げられており、「その人が享受している生活の質を直接図る方法であり、所得データの短所を補完する指標として有効な測定方法である」とされている。

②日本における剥奪指標の構築に向けて－相対的貧困を補完する指標の検討－

研究者から提案されている物質的剥奪に関しては、日本においても研究が進められている。

「日本における剥奪指標の構築に向けて」¹²では、相対的貧困率の制約として、「所得がフローの概念であり、貯蓄や資産（持家の有無など）の資源を考慮していない点、所得が金銭的な資源のみであり、公的な医療サービス、保育サービスなどの現物給付や、私的な物品のやり取りなど、実質的な生活水準に大きく影響する非金銭的な資源が考慮されない」という点を挙げている。その上で、具体的な剥奪指標としては、「電気料金の未払い」の妥当性が高く、「家族が必要とする食料が買えない」や「家族が必要とする衣料が買えない」等の項目も剥奪指標に含めて問題がないであろう、としている。

10 経済、教育、医療、社会政策等の領域の研究者が子どもの貧困についてチームを組んでいる。阿部彩氏（代表者、首都大学東京）、末富芳氏（日本大学）、卯月由佳氏（国立教育政策研究所）、藤原武男氏（国立成育医療研究センター）、モヴシュク・オレクサンダー氏（富山大学）、浦川邦夫氏（九州大学）、足立泰美氏（甲南大学）、田宮遊子氏（神戸学院大学）、金子能宏氏（国立社会保障・人口問題研究所）で構成されている。

11 特集3. 「子どもの貧困指標－研究者からの提案－」（平成28年12月28日アクセス）
<http://www.hinkonstat.net/>

12 「日本における剥奪指標の構築に向けて－相対的貧困率を補完する指標の検討－」（阿部彩、季刊社会保障研究、Vol. 49 Spring 2014 No.4 P360、平成26年）

③タウンゼンドの相対的剥奪指標

上述のとおり、既往研究によって相対的貧困率とともに物質的剥奪に関する指標の有用性が指摘されている。この剥奪指標については、イギリスでピーター・タウンゼンドが先駆的な研究 (Townsend 1979) において開発した内容が基礎となって、イギリスや EU 諸国等において取り入れられてきている¹³。

タウンゼンドの研究では、食事から交友関係まで50超の項目から剥奪指標を作成している。その中には、「週に最低1回は肉を食べる」等の項目が挙げられている。しかし、菜食主義者であれば、その欠如は貧困を意味しないことになる。そのため、前述の阿部2014では、指標に挙げられた項目の欠如が本人の選好によるものか、金銭的な理由等の強制的なものなのかを区別する必要があるとしている。日本においても独自に項目の検討が必要であり、研究が進められているところである。

1-1-3. 貧困ギャップ

(1) 貧困ギャップの定義

子どもの貧困率を考える際に用いられる貧困線 (P.15参照) は、貧困線に満たない者にとっては上限であり、貧困線未満の子どもの世帯所得は、実際には貧困線の額 (平成25年国民生活基礎調査から算出すると122万円) よりも少ない。

子どもの貧困ギャップは、貧困線と、貧困線未満の世帯の世帯所得中央値との隔たりを示しており、子どもの相対的貧困の深刻度を測定する際に用いられる。「貧困ライン未満の子どもたちの所得の中央値が、貧困ライン上の所得そのものとどれほど離れているかを、貧困ラインと何%の差があるかで示す¹⁴」指標であるともいえる。

(2) 貧困ギャップの活用

貧困ギャップは、上述のとおり、貧困層の支出・収入がどの程度貧困線を下回っているかを示す指標となっているため、貧困ギャップに総人口をかけると、貧困削減に要するおおよその最低金額を算出することができる。

そのため、貧困ギャップは、社会保護政策や所得分配政策等の政策において、概算見積として応用されることが多い。

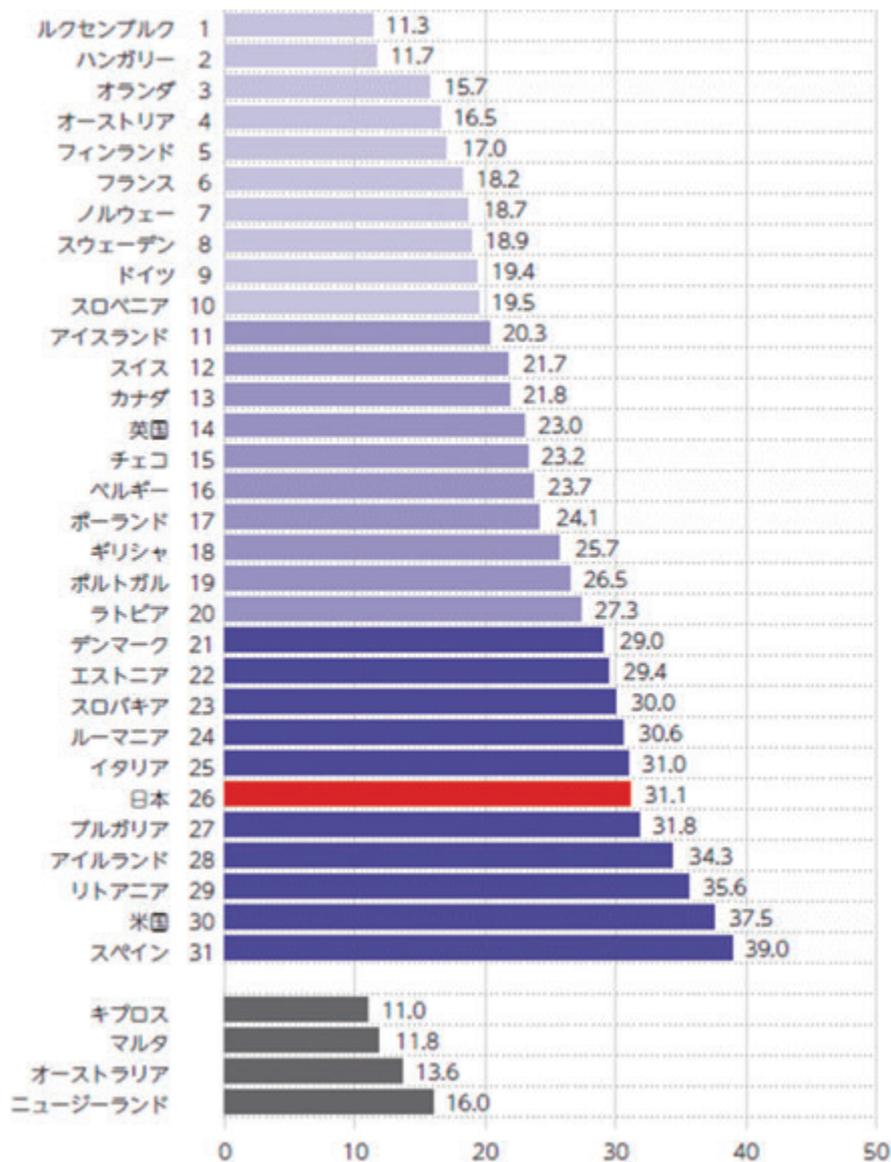
13 厚生労働省科学研究費補助金 (政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業)) 「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究」平成24年度報告書

14 「子どもに貧困を押しつける国・日本」(山野良一著、光文社、平成26年)

(3) 日本と海外の比較

ユニセフ イノチェンティ研究所の研究によると、日本の子どもの貧困ギャップは31.1%で、31か国中26位にランキングされている。貧困状態にある子どもの世帯所得の中央値は、貧困線の額の7割程度であり、日本は貧困状態にある子どもたちの割合が高いだけでなく、貧困の程度も深刻であることがわかる。

図表10 各国の貧困ギャップ（貧困ラインに対する割合）（%）¹⁵



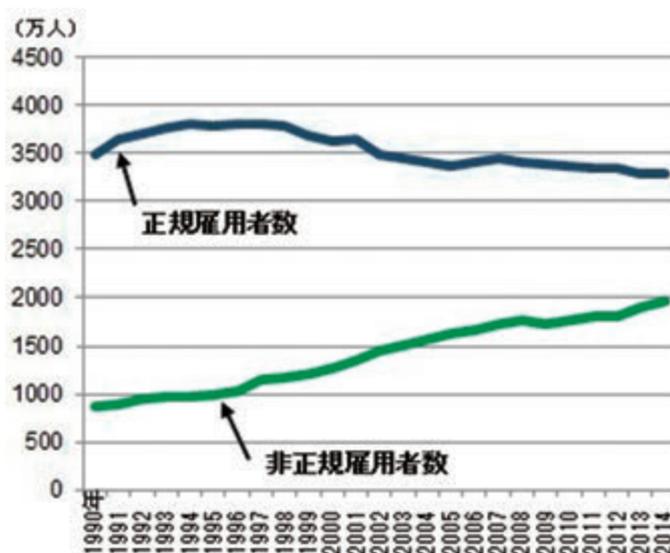
15 ユニセフ イノチェンティ研究所 阿部彩・竹沢純子（平成 25 年）「イノチェンティレポートカード 11 先進国における子どもの幸福度—日本との比較 特別編集版」（公益財団法人 日本ユニセフ協会（東京））

1-2. 子どもの貧困の社会的背景

1-2-1. 保護者の就労状況

総務省労働力調査によると、下図に示すとおり、「平成2（1990）年に881万人だった非正規雇用者数は、平成26（2014）年に1,962万人と2倍以上¹⁶」となっている。

図表11 正規・非正規雇用者数（実数）の推移



親が非正規雇用の場合の子どもの貧困率は高く、父親が非正規雇用の場合の平成24年の子どもの貧困率は33.4%（父親が正規雇用の場合は6.7%）、母親が非正規雇用の場合の子どもの貧困率は18.9%（母親が正規雇用の場合は8.5%）¹⁷となっている。

1-2-2. 母子・父子世帯数の増加

国民生活基礎調査によると、平成23年度の母子世帯数は123.8万世帯、父子世帯数は22.3万世帯となっており、昭和63年度に比べて母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍に増加している（母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の数）。特に東京都は、全国で最もひとり親世帯の増加が著しい。2010（平成22）年と2035年を比較すると、45.2%も増加するという推計が公表されている¹⁸。

また、世帯タイプ別に子どもの貧困率をみたところ、ひとり親世帯における子どもの貧困率は高く、「ひとり親と未婚子のみ世帯」の平成24年の子どもの貧困率は53.1%

16 総務省統計局「統計 Today No.97」（平成29年1月5日アクセス）

<http://www.stat.go.jp/info/today/097.htm#k3>

17 阿部彩（2014）「相対的貧困率の動向：2006、2009、2012年」貧困統計ホームページ

18 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）—2010年～2035年」

(「夫婦と未婚子のみ世帯」の場合は11.4%)¹⁹であった。その要因の1つとして、養育費の不受理が挙げられる。練馬区のひとり親家庭ニーズ調査によると、離婚世帯等の72.0%は、元配偶者から養育費を全く受け取っていない²⁰。主な理由として、「相手と関わりたくない」、「相手の経済状況などから要求できない」といったものが挙げられた。

なお、平成23年度全国母子世帯等調査によると、我が国では、母子家庭の約81%、父子家庭の約91%が就労しているが、海外のひとり親家庭の就業率はアメリカ73.8%、イギリス56.2%等となっており、日本のひとり親の高い就労状況は国際的に見て例外的である。

1-2-3. 子どもの教育に関する公的支出の少なさ

教育に対する投資の状況としては、我が国の公財政教育支出の対GDP比はOECD加盟国の中で最下位となっている²²。教育段階別で比較すると、すべての教育段階でOECD平均を下回っており、特に就学前教育段階と高等教育段階では、OECD加盟国の中で最下位となっている。日本は子どもの教育に関する公的支出が少なく、家計の負担が大きい。

幼稚園から高校まですべて公立に在籍し、国立大学に進学した場合、子ども一人にかかる教育費は約769万円、小学校・中学校・高校が公立で幼稚園と大学が私立の場合は約1,100万円、すべて私立の場合は約2,200万円かかると言われている²³。なおこの金額には、塾代等の学校外活動費や学校給食費、学校教育費が含まれていない。高校についても、平成22年度から公立高校の授業料は無償となったが、授業料以外に学校納付金等を支払う必要がある。

19 阿部彩(2014)「相対的貧困率の動向：2006、2009、2012年」貧困統計ホームページ

20 練馬区ひとり親家庭ニーズ調査(平成29年1月5日アクセス)

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/tokei/oshirase/needshoukokusyo.html>

21 厚生労働省「ひとり親家庭の支援について」(平成26年3月)(平成29年1月5日アクセス)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shien.pdf>

22 教育再生実行会議第3分科会(第1回)資料4 文部科学省提出資料「我が国の教育行財政について」(平成26年10月15日)(平成29年1月5日アクセス)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/bunka/dai3/dai1/siryou4.pdf>

23 教育再生実行会議第3分科会(第1回)資料4 文部科学省提出資料「我が国の教育行財政について」(平成26年10月15日)(平成29年1月5日アクセス)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/bunka/dai3/dai1/siryou4.pdf>

1-3. 子どもの貧困の現状

1-3-1. 子どもの貧困の見えにくさ

貧困には、前述のとおり、絶対的貧困と相対的貧困という考え方がある。絶対的貧困は、ホームレス等、衣食住に事欠くような最低限度の生活を送ることができない状態であり、問題として顕在化しやすい。一方の相対的貧困は、標準的な所得の半分である貧困線に満たない状態を指している。前述のとおり、平成25年国民生活基礎調査から算出した場合、貧困線は122万円、親子2人世帯では年間約173万円、月額約14万円となる（P.15参照）。衣食住の工夫等によって必ずしも暮らしていけない金額ではないとも考えられるが、社会全体の標準的な家計の状況と比べると厳しい状況である。特に、昨今は衣食住よりも携帯電話等の通信費を優先する等、最低限の生活の内容も多様化している。そのため、一見すると周囲からは標準的な暮らしぶりで見分けがつかない。しかしながら、標準的な所得の半額未満という家計の状況から、例えば塾代や学費を捻出できず進学をあきらめたり、交通費等の就職活動費がかけられず就職での選択肢が狭まってしまったりすること等が考えられる。

「都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、補足率の検討」（山形大学戸室准教授）によると、子どもの貧困率の地域間格差は、5.37倍（平成4年）→3.77倍（平成9年）→2.70倍（平成14年）→2.61倍（平成19年）→2.35倍（平成24年）と年を経るごとに縮小している。このことから、子どもの貧困は、特定の地域だけではなく、都内を含めすべての地域で同様に発生している問題と言える。にも関わらず、子どもの貧困は見えにくいのが現状である。

1-3-2. 貧困の多面的・複合的な課題

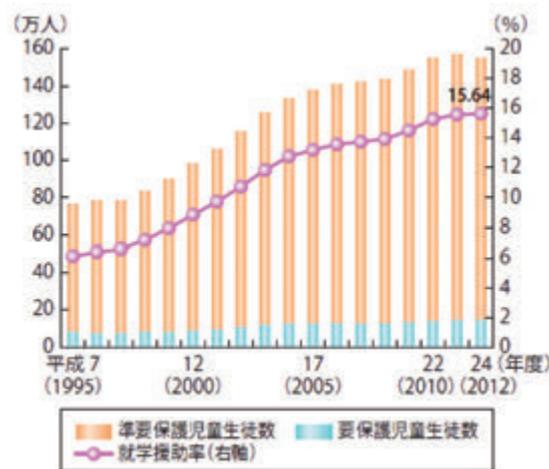
子どもの貧困に関わる課題を考えたとき、まずは、経済的な困窮という「経済面」での課題が挙げられる。さらに、経済的困窮を背景に、子どもの自己肯定感の欠如や家庭内での人間関係の難しさ、地域社会との関係性の欠如等の「家庭・人間関係、精神面」の課題、栄養バランスの乱れや健診の未受診といった健康面の課題を含む「生活面」の課題、学力や学習習慣、進学の問題等の「教育面」の課題といった多面的・複合的な課題が発生している。

24 上位10地域の子どもの貧困率を下位10地域の子どもの貧困率で割った値を指す。

(1)「経済面」の課題

- 子どものいる世帯の所得格差に関するユニセフの報告書²⁵によると、日本は、下位10%の所得（世帯の等価可処分所得）が中位の4割程度で、子どものいる世帯の所得格差が大きく、貧困層がより所得の低い人に多い。また、所得格差も昭和60年から平成24年の約30年間で拡大している。
- 「子育て世帯への全国調査」（独立行政法人労働政策研究・研修機構）によると、子育て中の世帯のうち、ひとり親世帯で低所得層の割合が増えている。過去1年間に経済的な理由で必要な食料が買えなかった経験があった割合が高い等、特にひとり親家庭は厳しい経済状況にある。
- 「第2回子育て世帯全国調査」（独立行政法人労働政策研究・研修機構）によると、親世代が生活保護を受給している場合、その子ども世代は成人後に生活保護を受給する割合が高くなっている。
- 「生活保護の被保護者調査」（平成28年4月分概数、厚生労働省）によると、平成28年4月時点で被保護実人員は2,150,877人と、対前年同月に比べて12,537人減少しているものの、依然厳しい状況が続いている。被保護世帯は1,632,271世帯と、対前年同月に比べて11,347世帯増加している。内訳としては、高齢者世帯が増加しているが、母子世帯等は減少している。
- 経済的理由により就学困難と認められ就学援助を受けている小学生・中学生は平成24年には約155万人で、平成7年度の調査開始以降初めて減少したが、その主な原因は子どもの数全体の減少によるものである。就学援助率は、この10年間で上昇を続けており、平成24年度には過去最高の15.64%となっている。

図表12 要保護及び準要保護児童生徒数の推移²⁶



25 イノチェンティ レポートカード13「子どもたちのための公平性：先進諸国における子どもたちの幸福度の格差に関する順位表」（平成28年4月、国連児童基金（ユニセフ））

26 文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数について」

(2) 「家庭・人間関係、精神面」の課題

- 「大阪子ども調査」²⁷（平成26年2月）によると、貧困層の子どもは、自己肯定感が低く、学校の授業を楽しみではないと答えた割合が高い。また、貧困層では家族と一緒に過ごす割合が低く、子どもと保護者の会話が少ない傾向にある。さらに、貧困層の子どもの放課後の過ごし方についても、小学生は友達の家や公園で過ごす割合が高く、塾や習い事は大幅に少ない。中学生は自分の家で過ごす割合が高く、クラブ活動、部活等への参加割合が低い傾向にある。1人で過ごす中学生も顕著に見られた。
- 「足立区子どもの健康・生活実態調査」²⁸（平成28年4月）によると、「地域（同じ町内会くらいの範囲）の人々は信頼できる」と回答した保護者は、非生活困難世帯では57.4%（「ある」、「どちらかというところ」とある）の合計）、生活困難世帯では44.3%（同）と13.1ポイントの差が生じている。また、「本当に困ったときや悩みがあるとき、相談できる人がいる」と回答した保護者は、非生活困難世帯では96.0%、生活困難世帯では89.1%であった。保護者に相談相手がいる世帯は、いない世帯よりも子どもに健康問題があらわれる割合（「思いやりや気づかいなどこころの発達が懸念される子どもの割合」や「麻しん・風しんワクチン（自己負担なし）未接種の子どもの割合」等）が少なくなっていた。

(3) 「生活面」の課題

- 「平成26年国民健康・栄養調査」（厚生労働省）によると、世帯の所得が低いほど、穀類の摂取量が増え、野菜・肉の摂取量が減少する。また、世帯の所得が低いと生活にゆとりがなく、多くの食材を使う等の手間を避けている傾向が見られる。
- 子どもの食生活と世帯の経済状態との関連を調べた調査では、世帯収入が²⁹少ない世帯³⁰の子どもは、世帯収入が多い世帯の子どもに比べて朝食を毎日食べない割合が14.6%と高かった。特に学校が休みの日の朝食欠食の割合が27.2%と高くなっている。

27 大阪市内の公立小学校5年生と公立中学校2年生およびその保護者を対象に実施。世帯等価所得（世帯の合算所得を世帯人数で調整した値）が125万円以下（平成22年国民生活基礎調査で推計された相対的貧困基準）の世帯を「貧困層」と定義している。

28 足立区の区立小学校1年生の保護者を対象に実施。

29 厚生労働科学研究費補助金（平成24～26年度）「日本人の食生活の内容を規定する社会経済的要因に関する実証的研究」

30 平成24年国民生活基礎調査から推計される世帯員数別の貧困基準と、対象者の収入を比較し、貧困基準以下を「世帯収入が少ない」、貧困基準より上を「世帯収入が多い」としている。

また、食品の摂取頻度や栄養素の摂取状況については、世帯収入が少ない世帯の子どもは、家庭で野菜を食べる頻度が低い一方、魚や肉の加工品、インスタント麺・カップ麺を食べる頻度が高かった。また、炭水化物や穀類エネルギーの摂取比率が高い一方で、たんぱく質やその他の栄養素の摂取は少なかった。

- 生活困窮世帯の子どもの食生活の実態を調べた調査³¹では、対象54世帯のうち1人1日あたりの食費の平均値は329±150円と、400円未満の世帯が76%であった。また、子どもの朝食欠食の割合が26%と高く、主食のみの食事が昼食では7割、夕食でも4割に及んでいた。保護者からは、子どもの健康や発達への影響に不安を感じたり、実際に影響が現れたことがあったとの回答が6割にのぼり、栄養バランスが気になる、食事が楽しくないといった回答もあった。
- 「大阪子ども調査」結果（平成26年2月）によると、貧困層では、孤食³²の割合が高い。特に朝食の孤食の割合が高く、貧困層の母親の就労状況（ダブルワークや夜間勤務等）等が影響を与えている可能性が考えられる、としている。
- 「足立区子どもの健康・生活実態調査」（平成28年4月）によると、非生活困難世帯に比べて生活困難世帯の子どもは、むし歯の本数が多く、また、予防接種（自己負担なし）を受けていない割合も高い傾向がみられた。

（4）「教育面」の課題

- 現在、高校の進学率は98%を超えている³³。しかし、不登校や進路未決定のまま卒業してしまう場合もある。不登校となった児童生徒数は近年微減傾向にあるものの、平成25年度時点では119,617人に達している³⁴。

高校においては、長期欠席者数83,965人の中で、不登校が55,657人、そのうち経済的理由によるものは2,281人となっている。また、年間5万人以上の若者が中途退学し、68,000人以上が進路未決定の状態で卒業していく³⁵。高校の中途退学者数は59,742人にのぼり、うち経済的理由によるものは1,337人となっている。

家庭が貧困状況にある場合、早い時期に親から経済的自立を求められたり、経済面で親に頼られたりすることで、高校を中途退学するケースがある。中途退学する

31 平成23～26年度科学研究費助成事業「現代日本において家庭の経済状況は子どもの食生活と栄養状態に影響するか？」

32 子どもがひとりだけで食事をすることを「孤食」という。

33 「学校基本調査」（平成26年度、文部科学省）

34 平成25年度文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

35 平成26年度文部科学省学校基本調査の高等学校卒業者の進路「大学等進学者」「専修学校（専門課程）進学者」「専修学校（一般課程）等入学者」「公共職業能力開発施設等入学者」「就職者」「一時的な仕事に就いた者」に続く「左記以外の者」の人数について高等学校（全日制課程・定時制課程）の47,661人と高等学校（通信制課程）の20,846人を合わせた人数

背景には、低学力、いじめ、不登校、親の離婚や家庭崩壊、社会的支援が手薄といった背景も関連しているが、高校を中途退学した子どもは、社会に出て挫折や失敗体験を重ねることが多い。また、教育・職業訓練の機会に恵まれず、キャリアを形成することができない傾向にあると言われている。³⁶

- 「都立高校中途退学者等追跡調査」³⁷によると、回答のあった988名のうち、中途退学後、学習の機会を持たず働いている層は49.3%、うち正社員層は7.7%、フリーター層は41.6%であった。また、中途退学後、何らかの教育・訓練を受けている層は38.6%、うち非就労で求職をせず、特に学習していないニート層は6.0%であった。
- お茶の水女子大学が実施した調査³⁸では、家庭の経済状況等の様々な要因が児童生徒の学力とどのように関係しているのかを分析している。具体的には、「家庭の社会経済背景と児童生徒の学力等の関係には強い相関がある」とした上で、家庭の社会経済背景による学力格差の程度が「どの問題において」、「どの教科で」、「どの学校段階で」、「どのような地域で」大きいのか、等の分析を行っている。なお、家庭の社会経済背景(SES: Socio-Economic Status)は、家庭の所得、父親の学歴、母親の学歴の3つの変数を合成し、得点化している。

家庭の経済状況や保護者の意識等と、子どもの学力との関係の主な結果としては、以下のとおりであった。

- 世帯収入が高くなるにつれ学校外教育支出が多くなる傾向があり、学校外支出が多い家庭ほど子どもの学力も高い
- 決まった時刻に起床・就寝している、毎日朝食を食べさせている家庭の子どもの方が高い学力を示している。また、保護者自身の生活や行動も子どもの学力に影響している
- 本や新聞を読むことに関する子どもへの働きかけと、子どもの学力にも強い関係が見られる
- 授業参観や運動会等の学校行事によく参加する保護者の子どもほど学力が高い
- 地域に子どもたちの教育に関わってくれる(ボランティアで学校を支援する等)人が多いと感じている保護者の子どもほど学力が高い
- 小学6年生と中学3年生の横断的調査データを比較すると、子どもの学力が保護者の行動や関わり方に強く規定されているのは、小学生の方だった

36 シンポジウム「生きづらさを抱える子ども・若者によりそう」(平成23年12月10日、内閣府) 配布資料「家庭の貧困と高校中退」(平成29年1月5日アクセス)

<http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/symposium/ikidurasa/pdf/sl.pdf>

37 「都立高校中途退学者等追跡調査」報告書(平成25年3月、東京都教育委員会)

38 平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究(平成26年3月28日、国立大学法人お茶の水女子大学)

1-3-3. 子どもの貧困の社会への影響

子どもの貧困に関しては、社会福祉の観点からの研究が多く挙げられるが、経済的・投資的な観点から捉えた研究事例もある。「子どもの貧困の社会的損失推計レポート」³⁹は、教育プログラムによる貧困世帯の子どもの進学率、就職率等の改善効果を推計し、その対策のインパクトを定量的に示した調査研究である。

推計にあたっては、生活保護世帯、児童養護施設及びひとり親家庭の子どもを、子どもの貧困数と定義している⁴⁰。推計の手順としては、ステップ①として就業形態別人口を、ステップ②として所得、税・社会保障純負担額を、ステップ③ではそれらをもとに社会的損失（マクロベース）を推計している。また、推計シナリオとして、このまま対策が取られず子どもの貧困が放置される現状シナリオと、対策がとられた改善シナリオに区分して比較を行い、改善シナリオでは貧困世帯の高校進学率が非貧困世帯のそれと同等になる、と仮定している。

推計の結果、現状シナリオでは所得22.6兆円、税・社会保障の純負担額5.7兆円となり、一方、改善シナリオでは所得25.5兆円、税・社会保障の純負担額6.8兆円となった。よって、子どもの貧困を放置することにより、生涯所得の合計は2.9兆円の減少、税・社会保障の純負担額は1.1兆円の増加という社会的損失が生じる、としている。

また、足立区では、治安、子どもの学力、健康寿命の短さという自治体のボトルネック的課題に対して、貧困の連鎖が共通の原因となり、負のスパイラルが発生するとしている。

39 子どもの貧困の社会的損失推計レポート（平成27年12月、日本財団、三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

40 ひとり親家庭の子どもを対象とすることについては、相対的貧困率からみると半数弱は相対的貧困の状態にはないため、一定の留意が必要である、としている。ただし、ひとり親家庭の大学等進学率は生活保護世帯や児童養護施設よりも高いことから、「ひとり親家庭の経済状況の一部は進学率や就職率に反映されていると解釈することも可能」としている。

1-4. 子どもの貧困の要因・影響例

1-4-1. ライフステージの分類

子どもの貧困は、前述のとおり、多面的・複合的な課題である。そのため、子どもの貧困の要因や影響を分析し、子どもの貧困対策を導くためには、子どもの成長や生育環境を様々な観点からとらえる必要がある。そこで、本調査研究では、まず子どもがたどるライフステージを、乳幼児期、学齢期、青年期の3つに大別し、各ライフステージの特性を踏まえながら、子どもの貧困の要因・影響について分析を行った。

ライフステージの分類は、下表のとおりである。分類の中には、子どもの貧困の要因の1つとなる保護者も含めている。また青年期については、高校生、大学生等、社会人の3つに大別している⁴¹。さらに、保護者、乳幼児期、学齢期、青年期（高校生ならびに16~18歳の家計を同じくする社会人）を含めて世帯と定義している。

図表13 ライフステージの分類



- 41 高校生とは、中学卒業後、高校・定時制高校等に在籍する生徒（不登校等を含む）を指す。
 大学生等とは、高校卒業後、短期大学・大学・専門学校等に在籍する学生（不登校等を含む）を指す。
 社会人とは、中学や高校、大学等卒業後に就労している人、高校や大学等を中途退学し定職を持たない人等を指す。

1-4-2. 子どもの貧困の要因と影響

子どもの貧困の要因と影響は、各ライフステージにおいて様々な内容が考えられる。

ここでは、社会的影響が大きく、基礎自治体としても対策がとりやすいと考えられる食事面、学力・学習面の2つの事象⁴²について、要因と影響を例示する。

なお、ここに例示している事象は一例であり、例示している内容以外にも、事象とその要因・影響を考えることが可能である。

(1) 例示① 食事面

例示①としては、食事面として「食事の欠食、孤食、栄養の偏り・不足」という事象を取り上げる。

まず、貧困家庭では、保護者の状況として、

- 就労環境が不安定なため、長時間働いているにも関わらず所得が低く、十分な量・品数の食料を購入できない
- 早朝からの勤務や夜中までの勤務をせざるを得ず、食事づくりに手間をかけたり、子どもと食卓を囲む時間的余裕がない
- 適切な食生活・食習慣を身に付ける機会が少なく、それらに関する知識が不足している

といった状況がある。

そして、そのような保護者の状況が、乳幼児期以降の子どもの、

- 朝食・夕食等の食事の欠食
- 子どもが1人または子どもだけで食事をとる孤食
- 栄養の偏り・不足

等につながっている。また、食事の欠食や孤食等の状況は、高校生や社会人とライフステージが進んだ後も習慣化し、将来保護者になった時に、その子どもに適切な食生活・食習慣を受け継ぐことができないといった連鎖も懸念される。

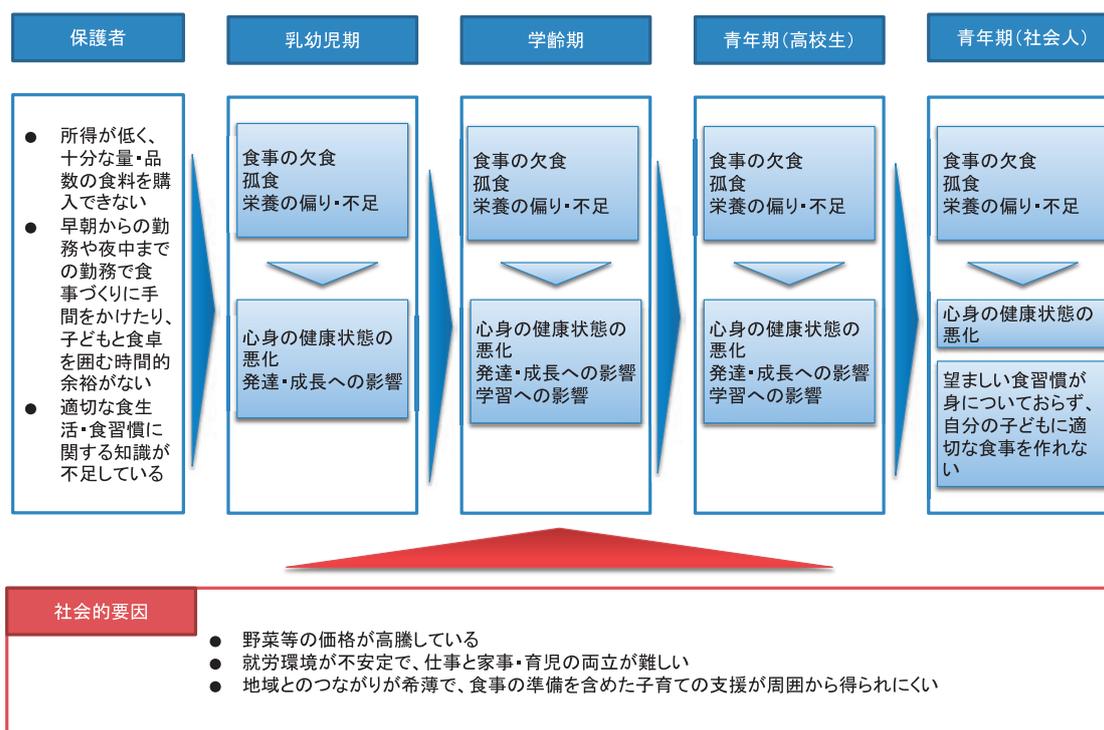
また、このような子どもへの影響や、上述の保護者の状況をもたらしている社会的要因として、

- 野菜等の価格が高騰している
- 保護者の就労環境が不安定で、仕事と家事・育児の両立が難しい
- 地域とのつながりが希薄で、食事の準備を含めた子育ての支援が周囲から得られにくい

等の現状が挙げられる。

42 後述の子どもに関わる現場関係者に対する調査結果において、自由回答として多く挙げられていた内容をもとに整理している。

図表14 子どもの貧困の要因と影響の例示①（食事面）



(2) 例示② 学力・学習面

例示②としては、学力・学習面として「学習習慣が身につかない」「思考力・想像力や基礎学力が身につかず、学習についていけない」という事象を取り上げる。

貧困家庭では、保護者の状況として、

- 就労環境が不安定で長時間働いているにも関わらず所得が低く、教育にかけられるお金が限られている
- ダブルワークや夜間に就労せざるを得ず、家庭で子どもの勉強を見てあげたり、子どもに様々な体験を経験させたりすることが難しい

といった状況がある。

そのような保護者の状況が、子どもへの影響として、

- 乳幼児期において、絵本の読み聞かせや様々な文化的体験が不足する
- 学齢期以降において、家庭内で学習習慣が身につかず、基礎学力が定着しないことで、学校の勉強についていけなくなる。その結果、学習・進学意欲が低下したり、不登校等で学校に適應できず、自己肯定感・将来展望が低下する

といった状況につながることもある。また、学習の遅れや将来展望の低下が高校を中途退学する要因となり、その結果、社会人での非正規雇用につながっていくことも懸念される。

このような子どもへの影響や、上述の保護者の状況をもたらす社会的要因として、

第1章 子どもの貧困の背景・現状

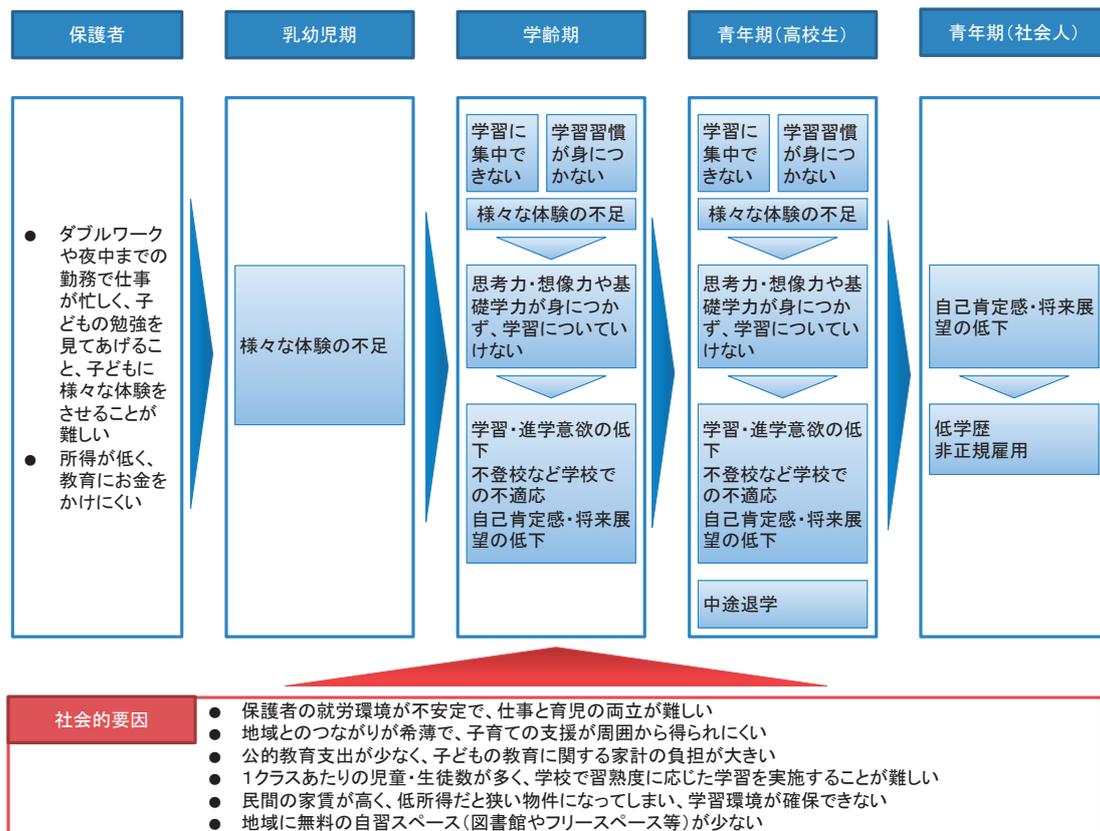
- 保護者の就労環境が不安定で仕事と育児の両立が難しい
- 公的教育支出が少ない
- 学校で習熟度に応じた学習を実施することが難しい

といった公教育の課題、また、

- 民間の家賃が高く、学習に集中できるだけの住環境を整えるのが難しい
- 地域に無料の自習スペースが少ない

といった物理的な条件等が考えられる。

図表15 子どもの貧困の要因と影響の例示② (学力・学習面)



1-5. 子どもの貧困の本質的問題

1-5-1. 本調査研究における子どもの貧困の分類

本調査研究では、多面的・複合的な子どもの貧困の課題を、「①経済面の課題」「②家庭・人間関係、精神面の課題」「③生活面の課題」「④教育面の課題」の4つに大きく分類した。

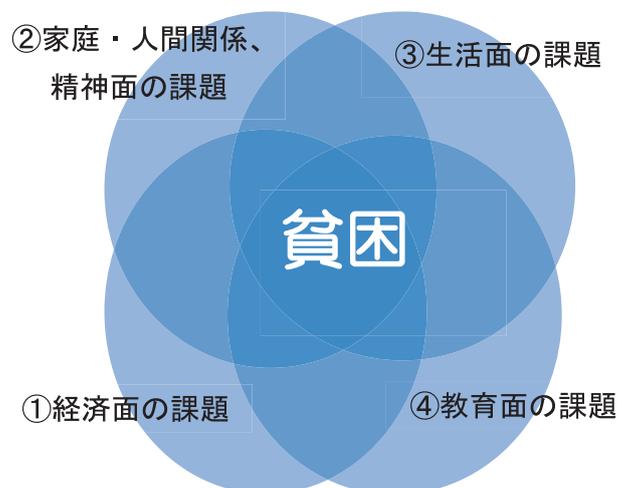
- 「①経済面の課題」は、経済的・物質的困窮や保護者の就労上の課題を指す。
- 「②家庭・人間関係、精神面の課題」は、家庭環境や地域とのつながり、子どもの精神面における課題（自己肯定感の欠如等）を指す。
- 「③生活面の課題」は、歯みがきや起床・就寝時間等の生活習慣や栄養バランス・孤食等の食生活、予防接種の未受診といった健康上の課題を指す。
- 「④教育面の課題」は、学力や学習習慣、不登校、進学意欲といった教育上の課題を指す。

子どもの貧困は、経済面の課題のみならず、その影響が家庭・人間関係、精神面、生活面、教育面の課題へと、複合化、深刻化する恐れを内包している。その複合化、深刻化を防ぐため、経済面の課題だけでなく、すべての課題を多角的に捉え、対策を検討することが必要となる。

図表16 本調査研究における子どもの貧困の分類

本調査研究での分類	分類の概要
①経済面の課題	経済的・物質的困窮、就労等
②家庭・人間関係、精神面の課題	家庭や地域とのつながり、自己肯定感等
③生活面の課題	生活習慣、食生活、健康等
④教育面の課題	学力、学習習慣、不登校、進学意欲等

図表17 本調査研究における子どもの貧困の分類のイメージ



1-5-2. 特に注目すべきライフステージ別の課題

基礎自治体に対策を検討するにあたり、「①経済面の課題」、「②家庭・人間関係、精神面の課題」、「③生活面の課題」、「④教育面の課題」の4つの課題の中で、ライフステージ別に特に注目すべき課題を、現状例とあわせて、下表のとおり整理した。⁴³

図表18 特に注目すべきライフステージ別の課題と直面している現状例

ライフステージ	特に注目すべき課題	直面している現状例
世帯	①経済面の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・病気の子どもを受診させたくても、診察代・交通費を捻出できない。また、医療費助成制度が分からずに、受診させていない ・保育料や学校の給食費等を期日までに納めることができない ・家族の人数に応じた良好な住まい環境を確保できない
保護者	①経済面の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・低学歴や離婚等により非正規雇用等となり、賃金が低いいため長時間働いても、安定した収入が得られない ・若くして親になったため、職務スキルが身についておらず、高収入の就職先がない
	②家庭・人間関係、精神面の課題 ③生活面の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ダブルワーク等、仕事をかけもちしており、帰宅が遅い。また、時間的・精神的余裕がなく、子どもと向き合う時間が十分にとれない ・実の両親や地域の人とのつながりが希薄で頼ることができない ・精神疾患をかかえており、子どもを十分に養育できない ・保護者自身が貧困家庭で育ち、また、若くして親になったために、子育ての知識が不足している ・子どもの学校の担任に経済状況等の家庭のことを話しづらい ・保護者自身の学歴や成育歴等が原因で、子どもの教育にあまり関心がなかったり、子どもが幼い頃から大学に進学させることをあきらめてしまう

43 後述の子どもに関わる現場関係者に対する調査結果において自由回答として多く挙げられていた内容や、ヒアリング調査で挙げられた内容等をもとに整理している。

ライフステージ		特に注目すべき課題	直面している現状例
世帯	保護者	②家庭・人間関係、 精神面の課題 ③生活面の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の健診代を捻出できないため、飛び込み出産が増加している ・地域の人や同じ妊婦との交流の機会が少なく、孤立しがちである ・妊婦健診費用の助成に関する情報が入らない ・健診未受診の妊婦は、経済的問題で健診を受診できず、また、パートナーと結婚していない場合が多い⁴⁴ ・貧困状態にある妊婦は、糖尿病や耐糖能異常、性感染症等の疾病がある確率が高い⁴⁵
	乳幼児期	①経済面の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料の減免対象であることを保護者が知らず、幼稚園・保育園に通わせてもらえない
		②家庭・人間関係、 精神面の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・他者との関わりが不足しており、幼稚園・保育園の友達の気持ちを考えて行動できない、自分の気持ちを抑えられない ・愛着不足で、保育関係者や身近な大人への甘え方がわからない
		③生活面の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種を受けていない ・新鮮な野菜・果物を食べる機会が少なく、スナック菓子等の摂取が多い ・十分な食事がとれておらず、お腹をすかせていたり、栄養状態がよくない
		④教育面の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の中で、思考力や集中力、忍耐力等の基礎が身につきにくい
学齢期	①経済面の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学用品がそろわない 	
	②家庭・人間関係、 精神面の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・情緒が不安定で、落ち着かないと物や他人にあたる ・家庭の中で、基本的な生活習慣が身につきにくい ・家族との時間・関わりが少なく、夜間に子どもだけで過ごしている ・体験の積み重ねが不足しており、自己肯定感が低い 	

44 「健診に行けない：未受診妊婦の今／上 電車賃も中絶費用もない」、『毎日新聞』、平成 25 年 9 月 12 日、東京朝刊

45 「貧困、胎児に深刻な影響 妊婦の疾病、割合高く 5 病院調査」、『西日本新聞』、平成 28 年 9 月 14 日、朝刊（平成 29 年 1 月 5 日アクセス）http://www.nishinippon.co.jp/feature/tomorrow_to_children/article/274501

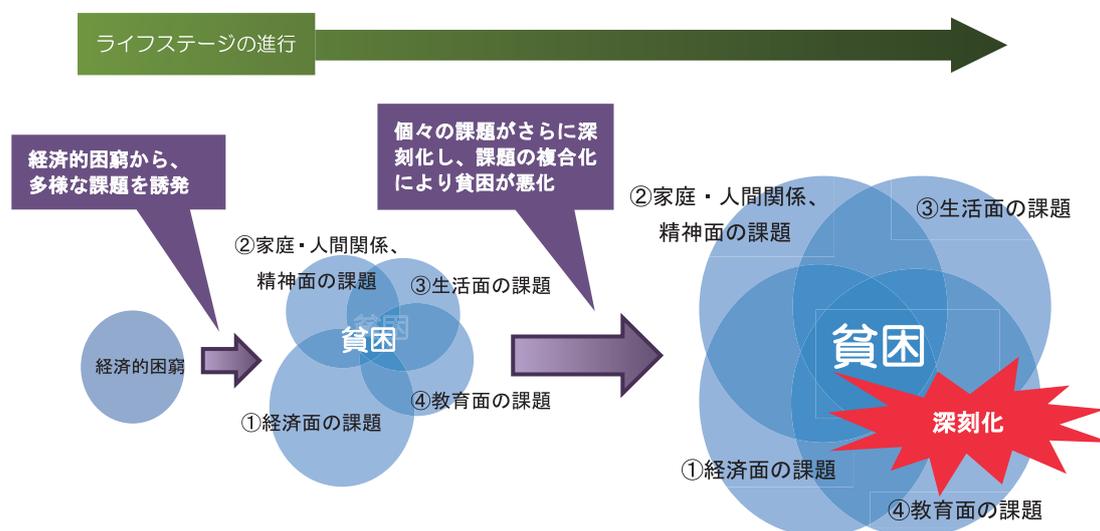
ライフステージ		特に注目すべき課題	直面している現状例
世帯	学齢期	③生活面の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・むし歯の本数が多い ・朝食や夏休み等の長期休暇中の食事の欠食が多い ・子どもだけで食事をとることが多い ・洗濯していない服を続けて着ている ・視力矯正が必要だが、眼科に通えず、眼鏡を買う金銭的余裕もない
		④教育面の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「九九」「割り算」「分数」等、初期段階でのつまづきが克服できていない ・勉強に集中できる環境がない ・学校の授業についていけず、対処方法もわからない
	青年期 【高校生・社会人（～18歳）】	①経済面の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高校の制服を購入できない ・経済的理由により、大学等へ進学できない ・電車賃が払えず、遠くまで自転車通学をしている ・中学校卒業後または高校中途退学後の就職先が決まっておらず、安定した収入が得られない ・中卒・高校中途退学の学歴のため、望まない非正規雇用につかざるを得ない
		②家族・人間関係、精神面の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の目標を描くことができない ・中学校卒業後または高校中途退学後、社会との関係性が断たれてしまう
	④教育面の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・アルバイトのために部活をやめたり、学校を欠席する ・学校の授業についていけない ・不本意入学で不登校気味になり、高校を中途退学する 	
青年期 【大学生等】	①経済面の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学業とアルバイトの両立が難しい ・いわゆるブラックバイトで働いているが、お金のために辞められず、学業に支障をきたす ・就職活動の費用を捻出することが難しい 	
青年期 【社会人（18歳～）】	①経済面の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・低学歴や職務スキルが少ないため、望まない非正規雇用や労働環境で働かざるを得ず、収入が安定しない 	

1-5-3. 子どもの貧困の深刻化・連鎖

前述のように、子どもの貧困は、「①経済面の課題」にとどまる問題ではない。経済的な困窮は、家庭・地域とのつながりの欠如や自己肯定感の低下等の「②家庭・人間関係、精神面の課題」、日常生活における朝食欠食やむし歯等の健康問題といった「③生活面の課題」、あるいは、学力低下や不登校といった「④教育面の課題」を引き起こす場合がある。

こうした経済的困窮がもたらした多面的・複合的な課題に対して手当てがなされなければ、子どもが乳幼児期、学齢期、そして青年期とライフステージを追うごとに課題が積み重なり、大きくなっていく「貧困の深刻化」へとつながる恐れがある。

図表19 「貧困の深刻化」のイメージ



また、子どもの貧困の背景には、その子どもの保護者の状況が大きく関わっている。世帯の経済的な困窮は、突発的な保護者の健康や就業上の問題が要因の1つである場合が考えられる。しかしながら、保護者の幼少期の教育面あるいは生活面で問題（高校中途退学による低学歴等）が起因して、就業上の困難（非正規雇用等）が生じる場合がある。こうした、保護者の成育歴における不利・困難な状況が子どもに受け継がれ、子どもも保護者と同じ状況（非正規雇用等）に陥る「貧困の連鎖」が大きな問題として挙げられる。

上述のように、ライフステージを経る中で「貧困の深刻化」が進み、青年期になって就労上の問題にまで影響してしまうことで、次世代への「貧困の連鎖」をもたらすという悪循環が生じることとなる。

2. 子どもの貧困対策に関する関係機関等の取組

2-1. 国の取組

2-1-1. 内閣府の取組

(1) 子どもの貧困対策法の施行

「貧困の連鎖」によって子どもの将来が閉ざされることのないよう、貧困の状況にある子どもの成育環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等とあわせて、子どもの貧困対策を総合的に推進するために、子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下、「子どもの貧困対策法」という）が平成25年6月に制定され、平成26年1月に施行された。「子どもの貧困対策法」第2条では、子どもの貧困対策として、以下の2つの基本理念が掲げられている。

1. 子どもの生まれ育った環境によって左右されない社会の実現のために、子どもに対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を推進
2. 国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携のもとに、総合的な取組として実施

また、「子どもの貧困対策法」第8条の規定に基づき、子どもの貧困対策に関する基本的な方針、子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、「大綱」という）が平成26年8月に閣議決定された。

【基本方針】

貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成

第一に子供に視点を置き、切れ目ない施策の実施に配慮する等、10の基本方針

【指標】

【当面の重点施策】

1. 教育の支援
2. 生活の支援
3. 保護者に対する就労の支援
4. 経済的支援

(2) 子供の貧困対策に取り組む支援団体の活動事例に関する調査研究

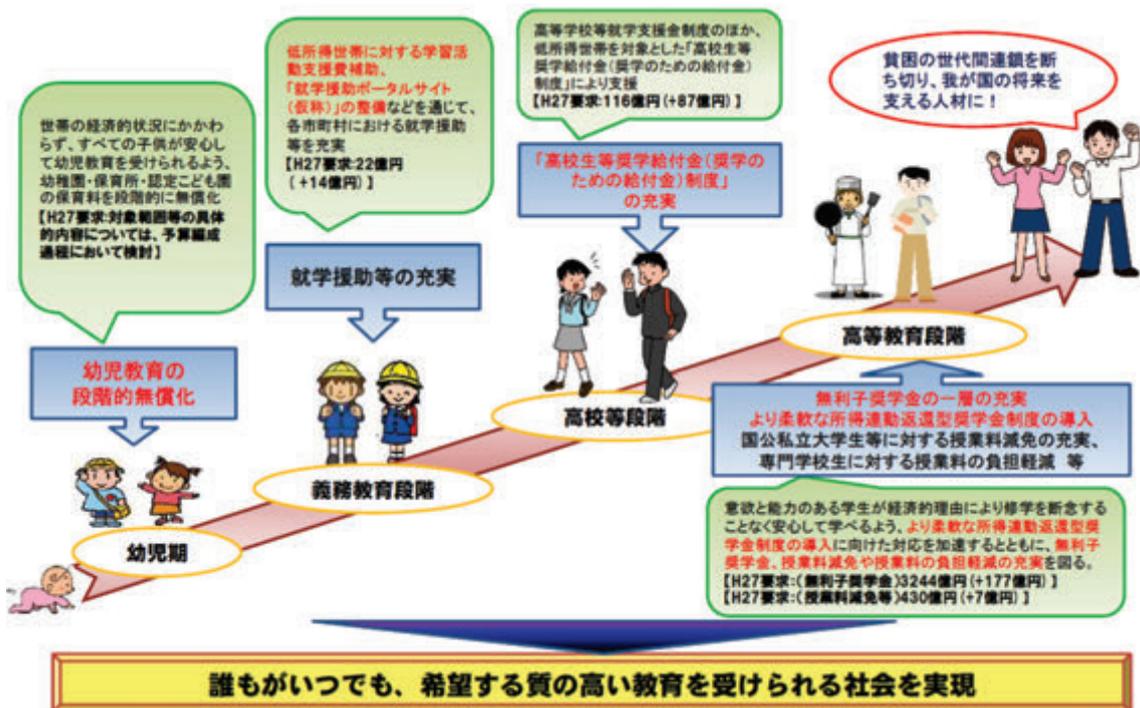
大綱では、基本的な方針として「子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する」と掲げている。内閣府では、子供の貧困対策に取り組むにあたり、子供の貧困の実態を適切に把握したうえで、その実態を踏まえた施策を推進していくため、実態調査を行った⁴⁶。大綱策定初年度の実態調査として、子供の貧困に取り組む支援団体の活動に着目し、その継続的、効果的な活動事例を幅広く収集し、取りまとめている。

東京都の事例としては、昭和59年から活動を展開している「あしなが育英会」のほか、子ども食堂やプレーパークの運営で知られる「NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク」等の事例が掲載されている。

2-1-2. 文部科学省の取組

文部科学省では、下図のような、幼児期から高等教育段階までの切れ目ない教育費負担の軽減を目指している。

図表20 文部科学省における教育費負担軽減の取組⁴⁷



46 内閣府「平成 27 年 3 月 子供の貧困対策に取り組む支援団体の活動事例に関する調査研究活動事例集」(平成 29 年 1 月 5 日アクセス)

http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/h27_jirei/index.html

47 文部科学省「文部科学省における子供の貧困対策の総合的な推進」(平成 29 年 1 月 5 日アクセス)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/_icsFiles/afeldfile/2014/10/01/1352204_3_3.pdf

また、文部科学省では、義務教育段階の就学支援の充実を図っている。特に、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付けて、「つなぐ」をキーワードに以下の5つの「充実する」対策を推進している。

- 【基本的な環境整備】 就学支援体制の充実－貧困世帯と教職員を「つなぐ」－
- 【基本的な環境整備】 教育相談体制の充実－貧困世帯と学校・教育委員会・福祉部局を「つなぐ」－
- 【子どもの学力保障】 経済的支援の充実－学力向上への意欲を「つなぐ」－
- 【子どもの学力保障】 学習支援の充実－子どもと地域を「つなぐ」－
- 【生徒指導・進路指導】 生徒指導・進路指導の充実－貧困世帯と教職員を「つなぐ」－

2-1-3. 厚生労働省の取組

厚生労働省が行っている、主な子どもの貧困対策関連施策は、以下のとおり。

図表21 厚生労働省が行っている子どもの貧困対策関連施策⁴⁸

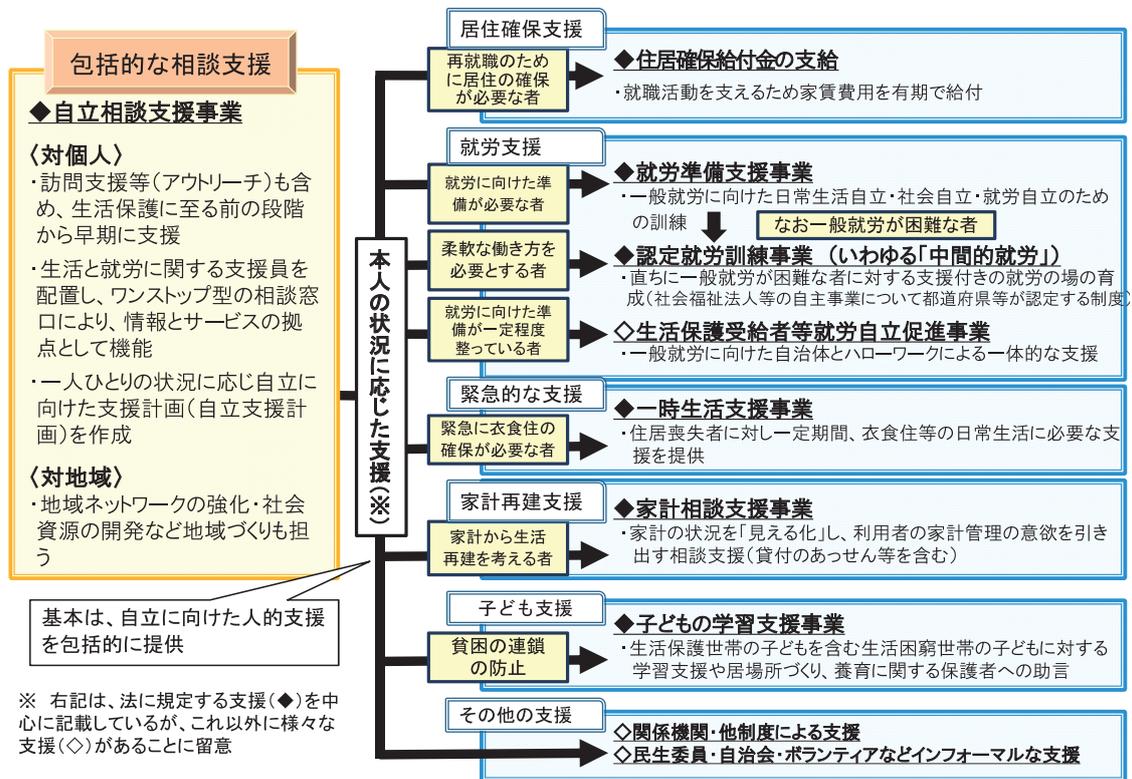
平成27年度予算 厚生労働省 主な子供の貧困対策関連施策（新規・拡充）	
1. 子供の学習支援を行い、貧困の連鎖を防止する 赤字：新規事項 青字：拡充事項	
○生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習支援（新規）	【生活困窮者等に対する自立支援策400億円の内数（所要額：19億円）】
生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行）に基づき、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業を、各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施する。	
○児童養護施設等で暮らす子供への学習支援（拡充）	【児童入所施設措置費等1,076億円の内数（所要額：6.9億円）】
現行の、中学生の塾代等に要する費用の支援に加え、①小学生に対する大学生や教員OB等による学習指導、②高校生が学習塾等を利用した場合の月謝等に要する費用の支援、③母子生活支援施設の中高校生への学習指導、高校生への学習塾代支援等を追加する。	
○ひとり親家庭の子供への学習支援（拡充）	【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：4.3億円）】
大学生等のボランティアを派遣することにより、子供の心に寄り添うピア・サポートを行いつつ、学習意欲の喚起や教科指導等を行う。	
2. 社会的孤立化を防ぎ、必要な支援を提供する	
○支援が必要な児童等の予防・早期発見に向けた取組強化（一部新規）	【母子保健医療対策等総合支援事業153億円の内数（所要額：17.3億円）】 【児童虐待・DV対策等総合支援事業47億円の内数（所要額：26億円）】
妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援や児童相談所の相談機能強化等により、支援が必要な児童を早期に発見する取組を進める。	
○児童養護施設等の体制整備（拡充）	【児童入所施設措置費等：1,076億円】
児童養護施設等における家庭的養護の推進を図るため、職員配置の改善や民間児童養護施設の職員給与等の改善を行う。	
○児童養護施設等退所児童等へのアフターケアの充実（拡充）	【児童虐待・DV対策等総合支援事業47億円の内数（所要額：7.7億円）】
児童養護施設退所児童等に対するアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図る。	
3. 保護者の就労を支援し、生活の安定を図る	
○生活困窮者自立支援制度等（新規）	【生活困窮者等に対する自立支援策400億円の内数（所要額：400億円）】
生活困窮者自立支援法に基づき、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し包括的な相談支援や就労支援等を実施するとともに、改正生活保護法に基づき生活保護受給者に対し就労支援を強化する。	
○ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援（新規）	【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：2.3億円）】
ひとり親家庭の親に対し、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座終了時及び試験合格時に、講座受講費用の一部を支給する。	
○ひとり親家庭の在宅就業の推進（拡充）	【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：1.6億円）】
ひとり親家庭の親に対し、「在宅就業コーディネーター」による支援を行い、自営型の在宅就業や雇用型テレワーク等への移行を支援する。	
○待機児童解消加速化プランの推進（施設整備等・運営費）（拡充）	【保育所等整備交付金554億円、保育対策総合支援事業費補助金285億円の内数 ^{※1} 】 【子どものための教育・保育給付費負担金5,930億円 ^{※2} の内数】
保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する。 <small>※1:平成26年度補正予算でも平成27年度における保育所等の整備を一部前倒しして支援（120億円） ※2:子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月予定)に伴い、内閣府予算に計上</small>	

48 厚生労働省「継続的な自立支援のシステムの構築」（平成29年1月5日アクセス）

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000104549.pdf

このほか、厚生労働省では、生活困窮者自立支援制度に基づく取組として、生活困窮世帯の子どもへの学習支援等を行っており、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立の支援を行っている。

図表22 生活困窮者自立支援制度の枠組み⁴⁹



49 厚生労働省「継続的な自立支援のシステムの構築」(平成29年1月5日アクセス)
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000104549.pdf

2-2. 都道府県の取組

「子どもの貧困対策法」第9条の規定に基づき、都道府県では、「子どもの貧困対策推進計画」を策定することが努力義務とされている。内閣府が平成28年5月に取りまとめた都道府県子どもの貧困対策計画の策定状況によれば、47都道府県すべてが「子どもの貧困対策推進計画」を策定、あるいは策定予定であるとされている（総合計画の一部等に包含するものも含む）。

これらの計画の策定状況や、都道府県の子どもの貧困対策に関する取組の状況等を以下にまとめた。

2-2-1. 東京都の取組

東京都では、子どもの貧困対策推進計画を「東京都子供・子育て支援総合計画」の一部として位置づけている。子どもの貧困対策に関する事業としては、放課後の居場所づくりに関する市町村の取組への補助や、「受験生チャレンジ支援貸付事業」等を実施している。

平成28年度には、子どもの貧困対策に関わる予算として680億円を計上し対策を進めている。

具体的には、首都大学東京「子ども・若者貧困研究センター」と連携し、「子供の生活実態調査」として、都内の小学5年生・中学2年生・高校2年生を対象に、子どもの生活状況や将来の希望、現在困っていること等を調査している。調査結果については、平成28年度末に公表予定である。

また、庁内では、福祉保健局に子どもの貧困対策に関する専門部署を設置し、また、庁内横断的な取組を進めるために「子供の貧困対策推進連携部会」を設置している。

2-2-2. 他の道府県の取組

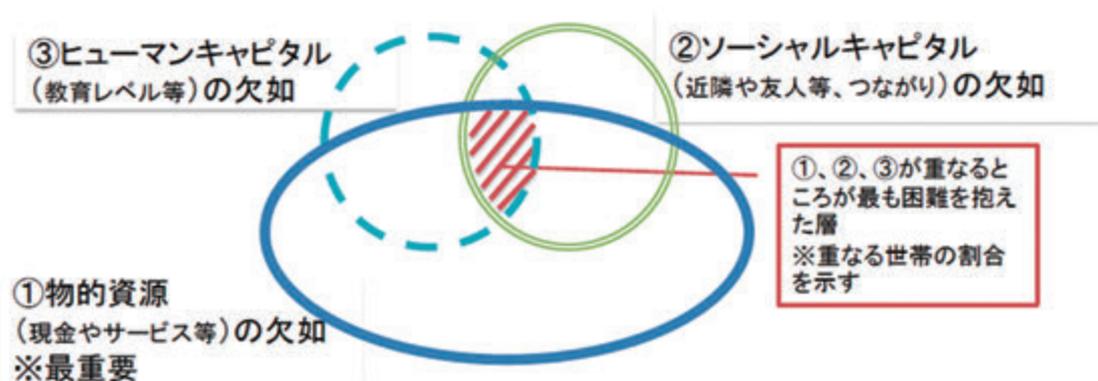
上述のとおり、子どもの貧困対策推進計画の策定は、都道府県で努力義務となっており、特に貧困世帯が多いとされている大阪府や沖縄県をはじめ、多くの道府県で計画が策定されている。

(1) 大阪府

大阪府では、平成27年度、「子どもの生活に関する実態調査」⁵⁰を実施した。特に、下記のような3つの観点に焦点を充て、子どもや家庭の実情（ニーズ・格差等）を把握している。

- ① 物的資源や生活に必要な資源の欠如（現金やサービス、住宅、医療等）
- ② ソーシャル・キャピタルの欠如（つながりや近隣・友人との関係性の欠如、学校・労働市場への不参加等）
- ③ ヒューマン・キャピタルの欠如（教育レベル・雇用の可能性・自分の能力を労働力（稼働）に転換する能力の欠如等）

図表23 大阪府「子どもの生活に関する実態調査」のスキーム⁵¹



50 小学5年生・中学2年生のいる世帯を対象に、大阪府の13市町と共同で調査を実施。(平成29年1月5日アクセス)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/kodomo/index.html>

51 平成28年度第2回大阪府子ども施策審議会 子ども貧困対策部会資料「参考資料1子どもの生活に関する実態調査のスキーム」(平成29年1月5日アクセス)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2182/00228552/sankou01.pdf>

(2) 都道府県のグッド・プラクティス事例

「都道府県の子どもの貧困対策事業調査2016」(子どもの貧困対策「見える化」プロジェクト)⁵²では、都道府県の子どもの貧困対策事業を、教育支援、生活・就労・経済的支援、推進体制の3つの観点から評価し、グッド・プラクティス事例(優良事例)としてとりまとめている。

図表24 都道府県のグッド・プラクティス事例

分類	都道府県	事例
教育支援	神奈川県	高校へのソーシャルワーカー配置・活用ガイドライン
	京都府・大阪府	私立高校無償化・授業料負担軽減制度
	東京都	受験生チャレンジ支援貸付事業
	岩手県	いわての学び希望基金
	大阪府	高校内居場所(カフェ)による中途退学予防
生活・就労・ 経済的支援	滋賀県	遊べる・学べる淡海子ども食堂モデル事業
	京都府	母子世帯への所得制限なしの給付金
	東京都	ひとり親世帯等への児童育成手当
	新潟県	ひとり親への伴走型支援等の就労支援
	埼玉県	子育て支援住宅・若年世帯向け子育て支援住宅供給事業
	福岡県	子ども支援オフィス
推進体制	沖縄県	沖縄県子どもの貧困率調査
	長野県	子どもの声アンケート
	神奈川県	かながわ子どもの貧困対策会議・子ども部会
	北海道	北海道子どもの貧困対策ネットワーク会議

52 首都大学東京「子ども・若者貧困研究センター」、日本大学、公益財団法人あすのばの3者による子どもの貧困に関する共同研究。

2-3. 市区町村の取組

2-3-1. 多摩・島しょ地域の市町村の取組

多摩・島しょ地域の市町村における子どもの貧困対策として特徴的な取組を以下にまとめた。

(1) 八王子市

児童館において、ひとり親家庭の小学5・6年生を対象に、学習習慣の定着や生活力の向上を目指して、「ひとり親家庭の子どもの生活力向上事業～なんでもチャレンジ～」を実施している。(P.138参照)

(2) 日野市

日野市では、平成28年度、有識者や公募市民、小中学校長等から構成される「日野市子どもの貧困対策会議」を設置し、子どもの貧困対策を総合的に進めるための基本方針の策定を行った。策定にあたっては、内閣府の「子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業（地域子供の未来応援交付金⁵³）」を活用している。

また、東京都と連携し、小学5年生（10～11歳）、中学2年生（13～14歳）、高校2年生（16～17歳）を対象に、「子どもの生活実態調査」を行った。あわせて、子どもの貧困率を世帯単位で算出する調査を市独自に実施し、それぞれの調査結果を基本方針に反映させ、今後、総合的に子どもの貧困対策を進めていく予定である。

(3) 調布市

調布市では、子どもの貧困対策に関連する取組として、主に以下の取組を行っている。

● 「調布市子ども・若者総合支援事業（ここあ）」の実施

市社会福祉協議会に委託し、「調布市子ども・若者総合支援事業(ここあ)」を行っている。当該事業は、不登校やひきこもり等の課題を抱える子ども・若者を対象としており、その背景には、貧困のほか様々な家庭環境が要因となっていることが多い。

事業の内容は、①児童扶養手当や生活保護、就学援助等の受給家庭の中学生を対象とした学習支援事業、②概ね中学生～39歳の子ども・若者及びその家族を対象とした相談事業、③不登校やひきこもり等の概ね15歳～20歳を対象とした居場所事業の3事業で構成されている。

学習支援事業は、平成27年11月に開始した。週3回、夕方の時間帯に、有償ボ

53 平成28年12月現在、65自治体に交付されており、東京都では足立区・北区・町田市・日野市の4自治体に交付されている。出典：「地域子供の未来応援交付金 交付状況」（平成28年12月20日現在）（平成29年1月5日アクセス）

http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/torikumi/koufukin/pdf/koufu_joukyou.pdf

ランティアの大学生が中学生に学習指導を行っている。中学生の登録者数は60名（平成28年12月末現在）である。事業の周知については、児童扶養手当及び就学援助の受給世帯に対して、手当の認定通知に事業の案内を同封・郵送している。また、社会福祉協議会の広報誌等でも事業の周知を行っている。

- 「調布市子ども・若者支援地域協議会」の立ち上げ

社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、雇用等の様々な機関がネットワークを作り、支援するための庁内外連携の組織として、「調布市子ども・若者支援地域協議会」の立ち上げを予定している（平成29年度）。その準備段階として、平成28年度は市内の関係機関を集めた「調布市子ども・若者支援地域連携会議」を開催した。

- 地域の取組に対する補助

困難を有する子ども・若者への居場所づくりを行う市内のNPO法人に補助を行っている。

- 「子供の生活実態調査」の実施

日野市と同様、東京都と連携して「子供の生活実態調査」を行っている（平成28年8月）。また今後、この調査結果を利用し、首都大学東京（子ども・若者貧困研究センター）と連携して、市独自の分析を行う予定である。調査結果から得られるエビデンスとあわせて、これまで職員が積み上げてきた知見を踏まえながら、市の子どもの貧困対策について総合的に検討を行う予定である。

- 児童養護施設退所者等への支援

「調布市居住支援協議会」の事業として、調布市住宅確保要配慮者相談窓口設置事業「調布市住まいぬくもり相談室」を行っている。この事業では、自力で住まいを確保することが難しい児童養護施設退所者等を含めた住宅確保要配慮者を対象に、民間賃貸住宅の情報提供や福祉サービス、行政支援等の案内までを、ワンストップで行っている。

また、施設退所者等の社会的自立の促進を図るため、居住の場の確保支援と相談支援を内容とする支援事業を検討している。

2-3-2. 東京都23区を取組

東京都23区における子どもの貧困対策として、特徴的な取組を以下にまとめた。

(1) 足立区

足立区は、「足立区子どもの貧困対策実施計画」を策定し（平成28年2月）、子どもの貧困対策を基礎自治体として先行して実施している。代表的な取組の内容は、下表のとおり。

図表25 足立区の子どもの貧困対策（一部抜粋）

事業名	内容
子どもの貧困対策に関する専門部署の設置	子どもの貧困対策に特化した部署を企画部門に設置し、全庁的に子どもの貧困対策を推進
そだちチューター (P.137参照)	臨床心理士等の資格を持つ「そだちチューター」が、公立園の保育士に対して、発達課題のある子どもに関するアドバイスを実施
スクールソーシャルワーカー活用事業	ひきこもりや不登校等の課題について、子どもの環境に働きかけることにより解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置。モデル地区を中心に支援の仕組みや関係機関とのネットワークを構築し、配置人数や区域を順次拡大していく
都立高校との連携 (P.148参照)	高校中途退学や高校卒業時の進路未決定を防ぐため、区内にある都立高校や都教育委員会と連携し、協議会の開催等を実施
ひとり親家庭の高等職業訓練促進給付金の支給延長	高等職業訓練促進給付金の国の支給期間を延長し、通算最長4年間支給
自立支援教育訓練給付金	就職に有利な資格等を修得するための講座を受講した場合に、給付金を支給
あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト (P.152参照)	妊娠届出書に設けたアンケート結果から支援が必要な妊婦を把握し、「母子保健コーディネーター」が個別の支援計画を作成。出産後も、こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査により見守りを継続
セーフティネットあだち	ニートやひきこもり等、社会との関係が希薄になっている若者等に対し、相談に応じながら自立へのステップアップを支援
つなぐシートの活用	仕事、家庭、健康等、様々な相談に関する情報を「つなぐ」シートを活用して各相談窓口で共有し、連携

(2) 世田谷区

世田谷区では、フィンランドの取組⁵⁴を参考に、妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支えるサポート体制を充実させるため、「世田谷版ネウボラ」を平成28年7月から開始している。

「ネウボラ・チーム」（各総合支所健康づくり課の保健師、母子保健コーディネーター、子ども家庭支援センターの子育て応援相談員といった子育ての専門家により構成）が、すべての妊婦を対象に面接を行い、出産・育児等の不安や悩みをサポートし、多面的な支援ができる体制を整えている。

(3) 荒川区

荒川区では、平成21年に「子どもの貧困問題検討委員会」を立ち上げ、貧困の状況にある子どもたちに向けた取組を進めている。

また、独自のシンクタンクである荒川区自治総合研究所を設立した際に、子どもの貧困問題をメインテーマに据えて、これまで調査研究を進めてきた。

さらに、子どもの貧困の具体的な事例を用いてケーススタディを行い、子どもの貧困の見える化を行っている。このケーススタディをもとに、荒川区では、「あらかわシステム」として、区内での目標の共有と全体的な取組、対策に関わる人材育成、社会関係資本（地域力）、多様な政策・施策といった4つの側面の底上げを行い、子どもの貧困対策を進めている。

54 ネウボラ（NEUVOLA）とは、フィンランドの各自治体が行っている育児支援サービスを指す。妊娠期から子どもが小学生になるまでの一貫した育児のサポートを受けられる場所として親しまれている。

2-3-3. 他の道府県の市区町村の取組

(1) 子どもの貧困対策計画の策定・子どもの貧困に関する実態調査の実施

横浜市では、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を策定している（平成28年3月）。計画では、「育ち・成長」と「教育の機会」を保障する環境づくり、「切れ目のない支援」が「届く」仕組みづくり、人材育成の視点と地域社会とのつながりへの配慮の3点を、施策展開にあたっての基本的な考え方としている。また、下図の5点を施策の柱としている。

図表26 「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の施策の柱⁵⁵



55 横浜市「子どもの貧困対策に関する計画 概要版」

また、大阪市⁵⁶や京都市⁵⁷等では、子どもの生活に関する実態調査を実施しており、子どもの生活や貧困の状況について実態を把握しようとする自治体が増えている。

(2) 専門部署や総合的な相談窓口の設置

子どもの貧困対策を進めるにあたって、専門の部署を設置している自治体もある。足立区が全国に先駆けて、平成28年2月に子どもの貧困対策の専門部署「子どもの貧困対策担当部」を新設したが、それ以外の自治体でも、例えば、佐賀県武雄市が平成28年度に「こどもの貧困対策課」⁵⁸を新設している。

また、金沢市では、子どもの貧困問題に部局横断で取り組む対策チームを設置し⁵⁹、経済局や教育委員会、児童相談所等の6部局15か所の職員が、教育や就労、経済的支援の方策を検討している。

専門部署を設置していない場合でも、子どもや家庭が抱える課題を総合的に支援するために、各部署の相談窓口を1つに統合して支援を行っている自治体も多い。

(3) 学校をプラットフォームとした総合的な支援

学校は、子どもが日中のほとんどの時間を、一定の固定的な人間関係の中で過ごす場である。そのため、学校では、担任や他の児童生徒が、子どもの様子が普段と違うことに気づきやすい。学校としては、気になる子どもに声掛けを行ったり、担任・学年主任・生活指導主任が中心となって対応したり、必要に応じて学年・学校単位で情報共有を行ったりする等、支援を必要としている子どもにアウトリーチすることができる。また、教育相談室と連携したり、スクールソーシャルワーカーを派遣している自治体もある。

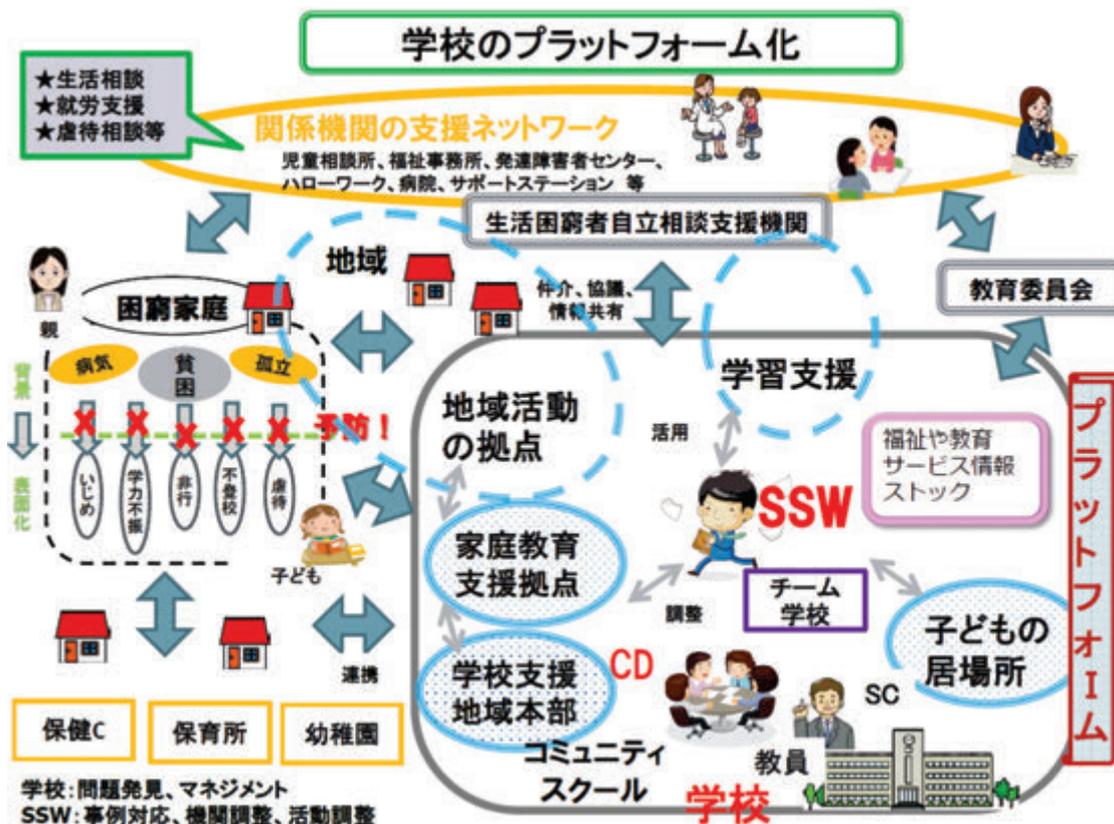
56 平成28年6月27日から7月14日まで実施。対象は、大阪市立小学5年生の全児童とその保護者、大阪市立中学校2年生の全生徒とその保護者、大阪市立認定こども園・幼稚園・保育所の全5歳児の保護者で、学校・園・保育所を通じて調査票を配布・回収している。(平成29年1月5日アクセス) <http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000364405.html>

57 平成28年8月5日から22日まで実施、対象は、平成28年4月1日時点で0～17歳の子どもがいる家庭を住民基本台帳より無作為抽出。(平成29年1月5日アクセス) <http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000203/203773/kohoshiryoku.pdf>

58 「武雄市が「こどもの貧困対策課」九州初、ひとり親家庭支援へ」、『西日本新聞』、平成28年2月24日、朝刊

59 「金沢市 子供の貧困問題、対策チーム設置」、『毎日新聞』、平成28年6月3日、地方版

図表27 学校のプラットフォーム化のイメージ⁶⁰



和歌山県湯浅町の家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」では、課題を抱える家庭に対して学校と連携しながら支援を行っている。就学前の幼児、小・中学生をもつ保護者向けに情報誌を毎月発行したり、小・中学生の全家庭を訪問して早期に対応できる体制を整えている。また、保護者や学校からの相談に対して、学校・教育委員会・支援チーム等でケース会議を行い、効果的な支援方策を検討している。

60 子供の貧困対策フォーラム in 大阪 基調講演「子どもの貧困対策～スクールソーシャルワーカーの視点から～」(平成 29 年 1 月 5 日アクセス)

http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/forum/pdf/h28_osk/kichoukouen.pdf

(4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立を支援するために、庁内の関係部署と積極的に連携したり、相談窓口を強化している自治体がある。

図表28 ひとり親家庭への支援事業⁶¹

実施自治体	概要
埼玉県川越市	<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親家庭の母親等を対象に、市独自の就業支援セミナー等を実施している
千葉県松戸市	<ul style="list-style-type: none"> ● 就業支援専門員を民間事業者へ委託し、相談窓口の強化を図っている ● 就業支援対象者の就業後も、積極的なフォローを行っている
大阪府大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活基盤の安定を第一に考え、就業・自立まで長い期間をかけて支援を行っている ● 就業支援専門員が集まる「サポーター会議」等で成功事例や課題解決等の情報共有を行っている
兵庫県明石市	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連窓口申請・相談に来た人を庁内の関係部門が連携し、対応している ● ハローワークと積極的に連携し、支援対象者に関する情報共有やイベント開催等を行っている
兵庫県三田市	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ひとり親相談システム」により、ひとり親の情報や児童の情報、住民基本台帳等のデータを同じデータベースとして情報の共有を図っている ● 就業支援専門員を配置し、相談窓口の強化・充実を図っている

(5) 子ども食堂・フードバンク等の食支援

貧困の状況にある子どもへの食料支援という側面から、子ども食堂やフードバンク等の食支援を行っている自治体もある。

「とよなか夢基金」(大阪府 豊中市)は、地域の住民や事業者から寄付を募り、基金として積み立て、民間の子ども食堂の取組に対して助成を行っている(P.154参照)。

また、北九州市では、ひとり親家庭等の子どもの孤食を防止し、幸福感や安心感を与える居場所を提供するために、市が直営で子ども食堂を開設し、民間に広げるためのモデルケースとなることを目指している⁶²。

福岡市では、「子どもの食と居場所づくり支援事業」として、食事の提供と学習支援や子ども同士の遊び体験等の居場所づくりを行うNPOやボランティア団体を対象に、

61 厚生労働省「ひとり親家庭への支援施策に関する事例集」(平成27年5月)より一部抜粋

62 「北九州市が子ども食堂開設 九州初の公営、学習支援も」、『西日本新聞』、平成28年9月28日

経費の3分の2を上限として3年間、助成を行っている⁶³。助成対象経費は、冷蔵庫や調理器具、食器等の初期経費のほか、会場の賃料・食材費・光熱水費等の運営経費である。また、神戸市では、ひとり親家庭や共働き家庭で夜遅くまでひとりで過ごす等の子どもたちが、食事、学習、団らん等を通して安心して過ごすことができる居場所をつくる「子どもの居場所づくり」事業に対して、補助金を交付している⁶⁴。それ以外にも、大阪府泉佐野市、福岡県久留米市等が子ども食堂に対する補助制度を設けている⁶⁵。

滋賀県野洲市の学習支援事業「YaSchool」では、学習支援を行う時間帯が夜間となることから、青年農業クラブからお米の寄付を受け、また、地域ボランティアによる「おにぎり隊」の協力を得て、毎回おにぎりやみそ汁を提供している⁶⁶。

(6) 子どもの貧困対策の評価

横浜市では、民間事業者と連携し、家庭環境等に何らかの困難を抱える子どもを主な対象とした学習支援・生活支援（「子ども食堂」）・居場所づくりに関する「社会的インパクト評価モデル事業」に取り組んでいる⁶⁷。

この事業では、サービスの提供を通じて生じる子どもの学習意欲向上等の効果を定量的・定性的に把握し、その結果をもとに、学習支援や子ども食堂等の取組の評価を行うことをねらいとしている。事業の全体構成図と概要は、次ページの図表のとおり。

63 「地方自治体が経費負担」、『日本教育新聞』、平成28年7月11日

64 「こども食堂 広がれ神戸 居場所づくり 市が助成 食事提供や学習支援」、『大阪読売新聞』、平成28年6月9日、朝刊

65 「地方自治体が経費負担」、『日本教育新聞』、平成28年7月11日

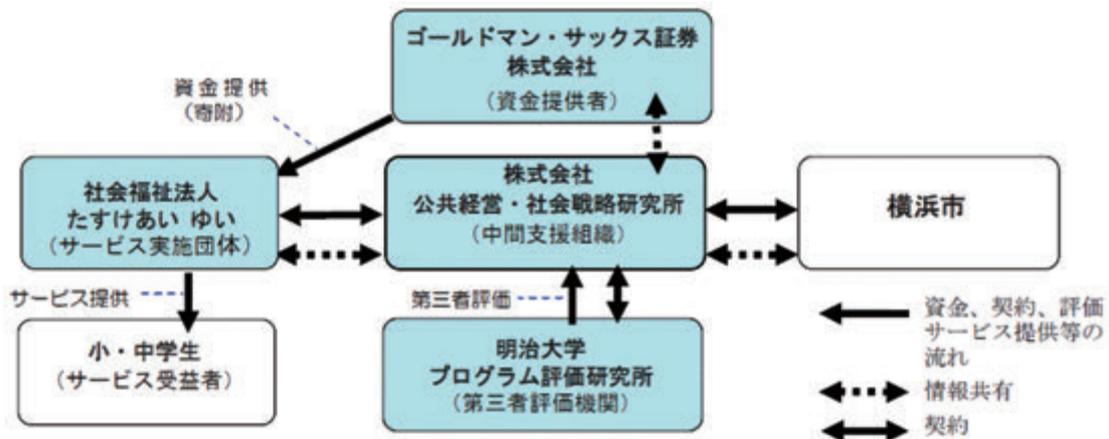
66 平成27年度野洲市生活困窮者支援事業実績報告書（平成29年1月5日アクセス）

<http://www.city.yasu.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/18/H27houkoku.pdf>

67 横浜市記者発表資料「民間事業者と横浜市が連携し社会的インパクト評価のモデル事業を実施」（平成28年10月25日）（平成29年1月5日アクセス）

<http://www.city.yokohama.jp/ne/news/press/201610/images/phph1DRir.pdf>

図表29 「社会的インパクト評価モデル事業」の全体構成図



図表30 「社会的インパクト評価モデル事業」の概要

項目	概要
開始時期	● 平成28年10月
実施時間	● 月曜日から金曜日の午後3時から8時まで
実施場所	● コミュニティーサロン「おさん」（横浜市南区）
対象者	● 家庭環境等に何らかの困難を抱える、周辺地域の小・中学生 ※最大20名程度
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習支援：週3回、地域住民や大学生等のボランティアにより無償で実施 ● 生活支援（「子ども食堂」）：夕食を提供 ※1食あたり小学生100円、中学生以上350円の自己負担あり ● 居場所の提供：コミュニティーサロンに、子どもが好きな時に立ち寄れる
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの学習意欲・学力の向上、自己学習の習慣づくり、進学率の向上 ● 栄養バランスのとれた食事の提供による子どもの健康状態の改善 ● 子どもと地域のつながりの醸成によるコミュニケーション能力の向上 ● 子どもの進学や就職への意欲の向上 ● ひとり親世帯等の支援

参考：子どもの未来を応援する首長連合（子どもの貧困対策連合）

平成28年6月8日に発足し、全国の161市町村が参加している。

発起人は、佐賀県武雄市、大阪府箕面市、大阪府八尾市、茨城県古河市、長崎県大村市の5市長である。

子どもの貧困対策は全国的な問題でもあり、国も様々な動きを展開していく中で、各地域での問題を共有し自治体が1つになって国への政策提言等を行っていくことを目的としている。

平成28年11月には東京でシンポジウムを開催したほか、今後は市町村の規模別に研修会を実施する。将来的には、首長連合に参加する近隣自治体が共同で事業に取り組むことも検討する。

2-4. 民間の取組

(1) 学習支援

学習支援は、体験事業や食事提供、居場所づくりと合わせて実施している場合等、様々な方法で実施されている。

NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワークでは、学習支援とあわせて、子ども食堂、見守り等を実施している。

(一社)静岡学習支援ネットワークは、学習支援として、学生ボランティアを活用している点が特徴的である。他にも、アスイクやキッズドアは学習支援を中心に子どもの貧困対策に取り組むNPOとして有名である。

多摩・島しょ地域では、雪どけ(国分寺市)、おひさまネットワーク(清瀬市)、学び塾「猫の足あと」(西東京市)といった団体が学習支援⁶⁸を行っている。

(2) 学校をプラットフォームとした総合的な支援

貧困の状況にある子どもを支援するためには、学校と地域が協力して総合的に取組を行っていくことが有効である。

例えば、NPO法人山科醍醐子どもの広場(京都府京都市)では、生活困窮世帯やひとり親家庭への支援のほか、学校と連携しながら放課後支援事業を行っている。小学校と連携し、放課後の空き教室を活用して、子どもたちの居場所づくりや自己実現のアシストを目指しており、教室での遊び・宿題等の個別サポートを通じて、一人ひとりの長所を伸ばすプログラムを実施している。また、通学合宿を通じて、自分のことを自分でするという自立の一步をめざしている。

(3) 子ども食堂・フードバンク等の食支援

子ども食堂は子どもの貧困対策として注目を集めており、子ども食堂を実施する民間団体は増えている。食材は寄付、調理は地域のボランティアが手掛けることが多く、無料または数百円で食事を提供している。

フードバンクは、一方に余っている食べ物があり、他方で食べ物に困っている人がいて、それをつなぐ活動である。フードバンクから食料を受け取る人は、食費の節約につながり、食に関する喜び・体験が増えたり満足できる食事の提供で心身の充足感が得られるといったメリットがある。また、食品ロスの削減の効果も得られる。

フードバンクの活動は、全国的に広がりを見せており、NPO法人フードバンク山梨が中心となって全国フードバンク推進協議会も立ち上げられている。フードバンク山梨

68 子供の貧困対策に取り組む支援団体の活動事例に関する調査研究事例集(平成27年3月、内閣府)

では、生活困窮者への食料支援のほか、夏休み子どもへの食料支援を行っている点が特徴である。多摩・島しょ地域では、平成28年2月からNPO法人フードバンク狛江⁶⁹が、平成28年6月から（一社）フードバンク八王子等が活動をしている。

（4）居場所づくり

子どもの居場所づくりを行っている民間団体は多く、NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワークが有名である。豊島子どもWAKUWAKUネットワークでは、放課後の居場所の確保と夕食の孤食を防ぐために、「夜の児童館」を実施している（P.156参照）。

多摩・島しょ地域では、おひさまネットワーク（清瀬市）や雪どけ（国分寺市）が居場所づくりを行っている。

参考：日本財団の取組

日本財団とベネッセホールディングスが連携して、貧困家庭の子どもたちが自立に必要な力を養える拠点として、家でもなく学校でもない“第三の居場所”⁷⁰を全国に計100か所設置する方針を平成28年5月に発表した。同財団は50億円を用意し、平成28年11月に埼玉県戸田市に第1号拠点を設けた。

第1号拠点では、スタッフとして、保育士や放課後児童指導員の有資格者等常時6人程度と大学生ボランティアを配置。宿題の見守り等の学習支援や読書活動、整理整頓等生活習慣の指導等を行う。学習支援では、個々の状況に応じた教科の自発的な学習を手伝うほか、読書や読み聞かせを通じて基礎学習力や意欲の向上を狙う。また、キッチンを備え温かい夕食も提供しており、シャワーを浴び、衣服を洗濯することもできる。

学童保育のような仕組みで平日の放課後、小学校1～3年生の児童20人程度を最大午後9時まで受け入れる。貧困家庭向けの施設とは位置づけず、空きがあれば一般家庭の子どもも預かる。料金は他の民間学童に配慮し、午後7時までで月額3万円等やや高めに設定するが、家庭の経済状況によって料金は変わり、生活保護世帯等は無料としている⁷¹。

69 「狛江で「フードバンク」設立へ 生活困窮者支援、60代夫婦が二人三脚で立ち上げ」、『調布経済新聞』、平成28年2月10日

70 日本財団（平成28年5月23日）（平成29年1月5日アクセス）
http://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/child_support/img/1.pdf

71 「貧困家庭の子供に「第三の居場所」 戸田市に日本財団が第1号」、『日本経済新聞』、平成28年11月12日（平成29年1月5日アクセス）
<http://www.nikkei.com/article/DGXLZO09453460R11C16A1L72000/>